

第5回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時 令和3年3月2日（火）午後4時～

場所 本庁舎3階大会議室

1 発生状況について

資料1

2 岐阜市の対応について

- ・岐阜市総合対策（第5版）（案）について
- ・ワクチン接種について

資料2

資料3

3 その他

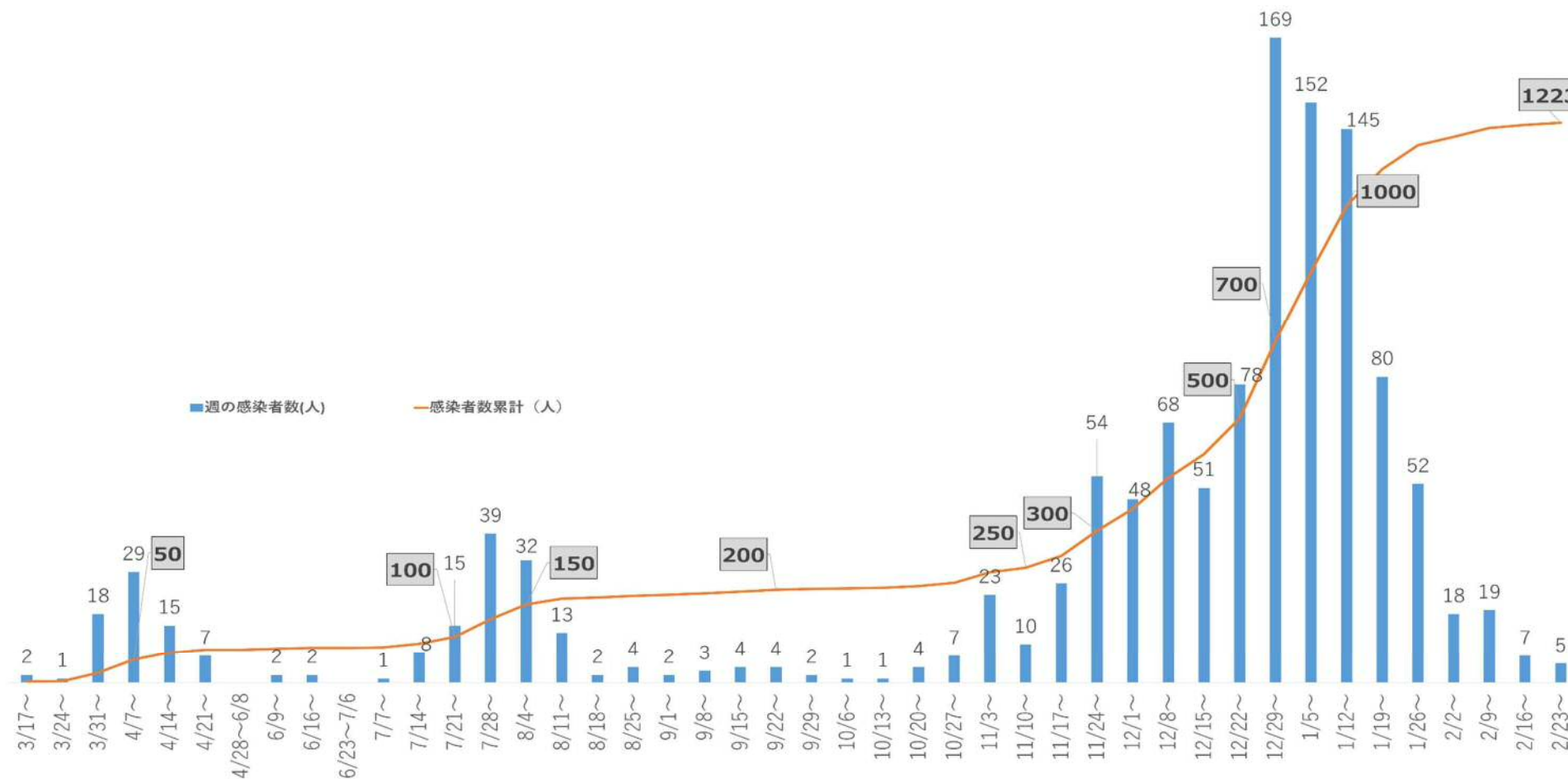
【配布資料】

- | | |
|-----|--|
| 資料1 | 岐阜市における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況について(R3.3.1時点) |
| 資料2 | 新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策(第5版)(案) |
| 資料3 | 岐阜市新型コロナウイルスワクチン接種体制 |
| 参考1 | 岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部会議席表 |

岐阜市における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況について（R3.3.1時点）

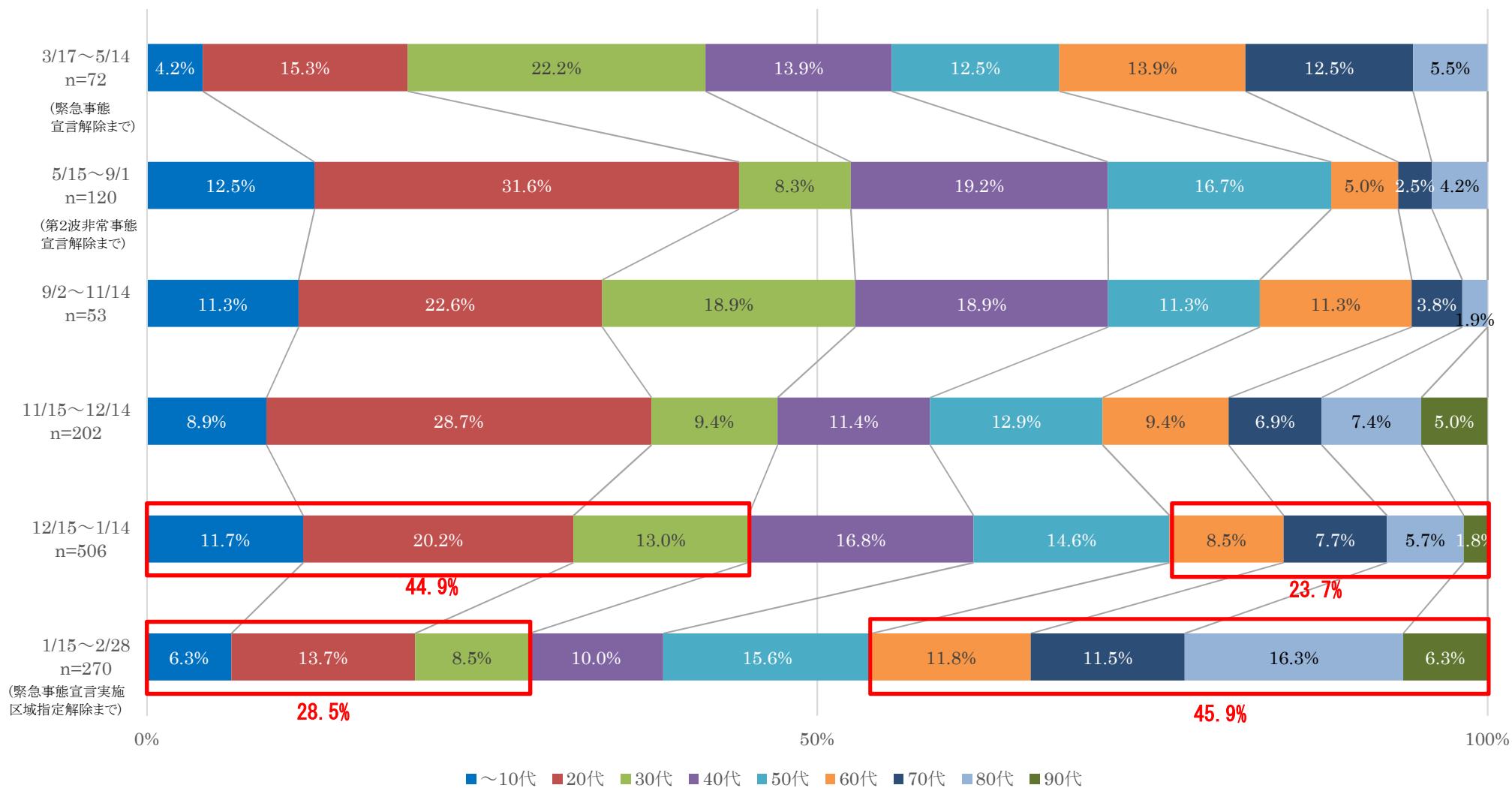
1 感染者数推移（週計）

- ・ 累計1,223人の感染者が発生。2月の感染者は54人となり、過去最多となった1月の516人と比較して、約10分の1に減少した。
- ・ 2月の一あたり平均感染者数は1.9人であった。（1月の平均：16.6人）
- ・ 一週間（2/19～2/25）の人口10万人あたりの感染者数は、2.45人である。（同時期との比較 全国：5.85人 岐阜県：3.37人 愛知県：3.95人）



2 年代別割合の比較

- ・緊急事態宣言の実施区域の指定期間中は、その直前ひと月と比べて**30代以下が16.4ポイント減少**した一方、**60代以上は22.2ポイント増加**して**45.9%**であった。
- ・60代以上の増加については、**医療機関や高齢者福祉施設**において**複数のクラスター**が発生したことが要因のひとつと考えられる。



新型コロナウイルスのある生活のための
岐阜市総合対策（第 5 版）（案）

令和 3 年 月 日

岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部決定

目次

1 市民の皆様・事業者の皆様への周知・啓発

- (1) 市民の皆様への周知・啓発
- (2) 事業者の皆様への協力依頼

2 イベント、市有施設等の対応方針

- (1) イベント等の取り扱い
- (2) 市有施設の取り扱い

3 オール岐阜市役所での感染防止対策

- (1) 学校等の感染防止対策等
- (2) 保育所、放課後児童クラブ等の感染防止対策
- (3) 社会福祉施設等における感染防止対策
- (4) 市民窓口等における感染防止対策
- (5) 職員の感染防止対策
- (6) 自然災害発生時の感染症対策の強化
- (7) 市民病院の診療体制

4 医療・予防体制の充実

- (1) 保健所の体制
- (2) 検査体制の拡充
- (3) 宿泊療養施設の設置
- (4) 患者の搬送
- (5) 医療従事者への物資の供給
- (6) ワクチン接種

5 社会経済活動の支援

- (1) 市民生活の支援
- (2) 経済・就労支援

6 ポストコロナ社会への対応

- (1) デジタルトランスフォーメーションの推進
- (2) 新しい生活様式への対応

7 令和3年度総合対策の事業体系

参考1 令和2年度の緊急対策事業

参考2 岐阜市における主な対応状況

参考3 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部 令和2年5月15日策定（令和3年3月1日変更）
「コロナ社会を生き抜く行動指針」

※各章に記載の事業の内、予算承認前の事業については、3月議会の承認を経て決定する。

I 市民の皆様・事業者の皆様への周知・啓発

(I) 市民の皆様への周知・啓発

① 新しい生活様式の徹底等の呼びかけ

市民に向けて

- ・ 「3 密の回避」や「人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめ、感染状況に応じた感染防止対策や「新しい生活様式」、「感染リスクが高まる『5 つの場面』の回避」等を市の広報媒体のほか、テレビやラジオ等、多様な媒体を活用し、広く市民へ周知

【活用する媒体等】

広報ぎふ、市公式ホームページ、Facebook、Twitter、LINE、YouTube、防災行政無線、防災情報メール、テレビ、ラジオ、地域情報誌、市有施設等でのポスター掲示

- ・ 患者の発生状況、感染対策のお願いを記載した文書を、自治会に定期配布

外国人市民に向けて

- ・ 市有施設において、消毒、手洗いなど感染防止対策の多言語での文書を掲示
- ・ ぎふメディアコスモス 多文化交流プラザの相談窓口に来られない外国人市民のために、Skype を活用した生活相談を継続

◇ 英語 毎日 10:00～12:00、13:00～16:00
◇ 中国語 火、木、土 10:00～12:00、13:00～16:00
◇ タガログ語 日～金 10:00～12:00、13:00～16:00
◇ ポルトガル語 月 10:00～12:00、13:00～16:00
◇ ベトナム語 日 10:00～12:00、13:00～16:00

- ・ 市ホームページ等にて、国・県から提供される多言語情報や周知が必要な市の情報を多言語に翻訳し掲載
- ・ 外国人世帯主あてに英語、中国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語での注意喚起のチラシを送付

② 誹謗中傷や差別防止に向けた啓発

- ・ 市ホームページの「新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について」を随時更新
- ・ 啓発資料「守ろう人権住みよい岐阜市号外」を、市内小中特別支援学校及び市立幼稚園、市岐商、児童生徒が出入りする公共施設（体育館、青少年会館、中央図書館等）へ配布及び設置
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関連した差別や偏見等の防止、いわゆるストップ!「コロナ・ハラスメント」の実効性を高めるため、広報ぎふ、ラジオ、

パネル等の媒体を活用するほか、地域の人権教育や出前講座の実施等、あらゆる機会を捉え、新型コロナウイルス感染症に関連した人権教育や人権啓発に粘り強く取り組む

「新しい生活様式」の実践例

ストップ「コロナ・ハラスメント」宣言

1 「コロナ・ハラスメント」？

新型コロナは人類未知のウイルスであり、誰しも怖いものです。
この病気に対する恐怖心、誤解や偏見により、知らず知らず誰かを排除したり、差別をしていますか？ 身近なところで以下のようなこと（コロナ・ハラスメント）が起きているいませんか？

- ・ 退院した感染者が、お店の方から「帰れ」と言われた。
- ・ 会社に復帰する際に「陰性証明を持ってこい」と言われた。
- ・ 感染者が、退院後にデイサービスを断られた。
- ・ インターネットで感染者を名指しするような書き込みがあった。
- ・ 感染者の子どもが、学校でコロナのことではじめられ、泣きながら帰ってきた。
- ・ 感染者が発生した地域で、嫌がらせのビラが配られた。
- ・ 飲食店が、感染者が発生したという噂により、風評被害にあった。
- ・ 医療従事者の子どもが、保育所で受け入れ拒否やいじめを受けた。
- ・ 感染が多発している県のナンバーの自動車に対し、嫌がらせのビラが貼られた。
- ・ 子どもが学校を休むと、同級生にコロナに感染したと言われた。
- ・ 感染者が住んでいる学校の学生が、アルバイト先から解雇された。

○ ご相談・お問い合わせは、以下まで。

・ 岐阜県人権啓発センター（058-272-8252）

・ お住いの市町村相談窓口

2 「思いやり」と「感謝」を

新型コロナは、誰でも感染する可能性があり、私たちが闘っている相手は、人ではなくウイルスです。

感染した方を「思いやり」、その立場を守ります。また、最前線で治療や社会生活維持にあたる医療従事者や関係者の方々に「感謝」します。

このように人との絆を大切に、この難局を乗り越えましょう。

- 患者、濃厚接触者、医療従事者、外国人の方々、他地域からの来訪者、そして、それらのご家族や特定の店舗などへの差別的扱い、非難を絶対になくしましょう。
- 不確かな感染情報（デマ）の拡散は許されることはありません。SNSに書き込むなど安易に広げることは、かえって人に不安を与えるだけです。
- 医療従事者をはじめ、新型コロナ対策に携わる関係者の方々、あるいは食品流通業務や、生活安全業務など、私たちの暮らしを支える方々に改めて感謝しましょう。



<「コロナ社会」での生活について>

- 「人との距離確保」「マスク着用」「手洗い」「3密の回避」の習慣化
 - 人との距離の確保
 - ・ 職場や外出先でのイスや行列等では、人との距離を確保（できるだけ2m。最低1m）
 - ・ 在宅勤務や時差出勤を活用
 - ・ 外出時の予約の活用
 - マスクの着用
 - ・ 仕事や買い物などで外出するときは、熱中症に注意しつつマスクを着用
 - 手洗いの励行
 - ・ 帰宅したときや、不特定多数の触れる部分に触った後は、必ず手洗い
 - ・ 自らの体調管理の徹底・検温をはじめ、自らの体調確認を心がけ、体調不良の場合は、無理をして外出・出勤しない。
 - 高感染リスクが高まる3つの条件（密閉空間・密集場所・密接場面）が揃う場には、近づかない。
 - 感染リスクの高まる「5つの場面」を回避する。
- 感染リスクの高い場や行動は避ける
 - ・ 閉め切った空間、大人数での酒類を伴う飲食・会食・カラオケ、マスクを外しての人との接触などは避ける。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ☐ 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
 - ☐ 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
 - ☐ 外出時や屋内でも会話をするとき、**人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを**着用する。ただし、**夏場は、熱中症に十分注意**する。
 - ☐ 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。
 - ☐ 人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - ☐ **手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に洗う**（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ☐ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ☐ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- ☐ 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- ☐ まめに**手洗い・手指消毒** ☐ 咳エチケットの徹底
- ☐ こまめに**換気**（エアコン併用で室温を28℃以下に） ☐ 身体的距離の確保
- ☐ 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- ☐ 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- ☐ 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ☐ 通販も利用
- ☐ 1人または少人数ですいた時間に
- ☐ 電子決済の利用
- ☐ 計画をたてて素早く済ます
- ☐ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ☐ レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- ☐ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 筋トレやヨガは、十分に人との間隔を
もしくは自宅で動画を活用
- ☐ ジョギングは少人数で
- ☐ すれ違うときは距離をとるマナー
- ☐ 予約制を利用してゆったりと
- ☐ 狭い部屋での長居は無用
- ☐ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- ☐ 会話は控えめに
- ☐ 混んでいる時間帯は避けて
- ☐ 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- ☐ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ☐ 屋外空間で気持ちよく
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☐ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☐ 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ☐ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- ☐ 接触確認アプリの活用を
- ☐ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- ☐ テレワークやローテーション勤務 ☐ 時差通勤でゆったりと ☐ オフィスはひろびろと
- ☐ 会議はオンライン ☐ 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

出典：新型コロナウイルス感染症専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日）6月19日一部変更

感染リスクが高まる「5つの場面」

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に数店などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、同じ飲みや宿などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご遣では、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をするだけで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、盛力ラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の流れや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



出典：新型コロナウイルス感染症対策分科会

「分科会から政府への提言」（令和2年10月23日）

静かなマスク会食を！

静かなマスク会食を！

Please wear a mask any time you speak when eating out!

飲む・食するときだけマスクを外し、話すときにはマスクをつけよう
Only remove your mask when eating/drinking and keep it on while speaking.







おおにんずう ちょうじかん いんしよく き
大人数や長時間におよぶ飲食は避けましょう
Avoid eating/drinking with large numbers of people entirely and only do so with small numbers of people for short periods of time.

しんがた かんせんしょうたいさく きょうりょく
新型コロナウイルス感染症対策にご協力ください
Please cooperate with countermeasures to prevent the spread of COVID-19.

岐阜市
(令和2年12月)

(2) 事業者の皆様への協力依頼

① 業種別ガイドライン、岐阜県行動指針の徹底等

各職場において、感染防止の担当者（ぎふコロナガード）を設置し、業種別ガイドラインや県の「コロナ社会を生き抜く行動指針」[参考3](#)に基づき、岐阜市 with コロナあんしん追跡サービス等も活用しながら感染防止対策を実行されるよう、あらゆる機会を用いて周知する。

また、感染防止対策を実施した店舗では、「with コロナステッカー」や「新型コロナ対策実施中！ステッカー」を掲示し、感染防止の徹底の自己宣言と利用者への注意喚起を行うよう、呼びかけていく。



見本

with コロナステッカー



見本

新型コロナ対策実施中！ステッカー

② 働き方の新しいスタイルの実践

国の専門家会議で示された『「新しい生活様式」の実践例』を参考に、これまでの働き方から、「コロナ社会」での働き方へ見直されるよう、あらゆる機会を用いて周知する。

<「コロナ社会」での働き方について>

- 仕事場は密にならないよう一人ひとりの間隔を保持。また、頻繁に換気を実施
- 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテン等パーテーションを設置するなど遮断する措置を取る。
- 徹底した清掃・消毒を行う、ごみは密閉して廃棄するなど仕事場の衛生対策に努める。
- 従業員のマスク着用、手指消毒の徹底
- 毎日、従業員の健康チェックの徹底
- 在宅勤務や時差出勤を取り入れる。また、オンライン会議を活用
- 来客等入場者には、マスク着用の徹底を求めるとともに、発熱や風邪症状がある方には入場を控えていただくよう感染防止対策を徹底

2 イベント、市有施設等の対応方針

(1) イベント等の取り扱い

市が単独で実施するイベントは、実施の必要性を判断した上で、開催にあたっては、県の指針^{参考3}に基づいた感染防止対策を徹底する。

また、各種講座の開催にあたっては、引き続き県の指針^{参考3}に基づいた感染防止対策を徹底する。

市が関与する実行委員会等主催者や民間団体等イベント主催者に対しては、イベント等の開催にあたり、県の指針^{参考3}に基づいた感染防止対策を徹底するよう要請していく。

なお、3月7日までの間に開催するイベント等については、原則以下の要件を遵守し、市が関与する実行委員会等主催者や民間団体等イベント主催者に対しても同様の要請を行う。

- 屋内、屋外ともに 5,000 人以下
- 上記に加え、屋内は収容定員の50%以下、屋外は人との距離を十分に確保
(できるだけ2m)
- 開催時間は 21 時まで(酒類の提供は 11 時から 20 時まで)

(2) 市有施設の取り扱い

すべての市有施設は、「新型コロナウイルス感染症流行時における岐阜市行政機能の確保に関する行動計画」に基づいた感染防止対策を徹底する。

また、市の催事施設は、県の指針^{参考3}に基づいた感染防止対策を徹底する。

なお、3月7日までの間は、県有施設の対応方針に沿って、以下の取扱いとする。

- 開館時間を 21 時まで
- 人数上限 5,000 人、かつ収容率要件 50%以下

※対象となる市有施設は、飲食店以外の他の新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成 25 年政令第 122 号)第 11 条に規定する施設(学校、保育所、生活必需物資の物品販売業を営む店舗、生活必需サービスを営む店舗、生活必需サービスを営む店舗等を除く)に該当する市有施設

【開館時間を 21 時までとする主な市有施設】

○公民館、市民会館、文化センター、長良川国際会議場

●貸施設については、期間中の利用の新規予約を停止し、既に予約されている分については、期間中の 21 時以降の使用自粛を要請する。

【新規予約を停止する主な市有施設】

○みんなの森ぎふメディアコスモス、コミュニティセンター、公民館、市民会館、文化センター、長良川国際会議場、運動施設

(3) キャンセルに伴う使用料の返還方針

新型コロナウイルス感染症を理由に自粛したイベント、市有施設の開館時間短縮により開催できなくなったイベント等に関する使用料については、基本的に徴収しない。

【対象期間】令和 3 年 1 月 9 日(土)～令和 3 年 3 月 7 日(日)

3 オール岐阜市役所での感染防止対策

(1) 学校等の感染防止対策等

- ・ 各施設において、手洗い・マスク着用の徹底を含め、十分な感染防止対策を実施するとともに必要な物品（消毒液や保健衛生用品等）を整備

市立小学校、中学校

- ・ 健康チェックカード（土日を含む毎日の検温結果や風邪症状の有無を記載）を校舎に入る前に確認、また家庭で検温を行っていない児童生徒には、校舎に入る前に非接触型体温計で検温を実施
- ・ 教室、トイレなど児童生徒等が利用する場所のうち、多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、教職員等が消毒を実施、スクール・サポート・スタッフを雇用し、教室内の換気や消毒など、感染症対策に関する業務支援を実施
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止のための消毒作業等を担うスクール・サポート・スタッフ及び教員業務支援員を、全小中学校、岐阜特別支援学校に配置（1月末現在、小学校25校、中学校8校、岐阜特別支援学校に配置）
- ・ 児童生徒一人ひとりの学習定着や学校生活適応への支援を実施するため、学習指導員を、適任者のいる学校を主として小学校22校、中学校8校に配置（1月末現在、小学校22校、中学校7校に配置）
- ・ 発熱等の症状がある児童生徒については、保健室とは別に待機する場所を確保
- ・ 卒業式、入学式は対象児童生徒と保護者1名のみの参加とし、短時間で実施

岐阜特別支援学校（小学部・中学部・高等部）

- ・ スクールバス車内での3密を避けるため、スクールバス4台を増便
- ・ 健康チェックカード（土日を含む毎日の検温結果や風邪症状の有無を記載）を校舎に入る前に確認（スクールバス利用者はバス乗車前に確認）、また家庭で検温を行っていない児童生徒には、校舎に入る前に非接触型体温計で検温を実施
- ・ 教室、トイレなど児童生徒等が利用する場所のうち、多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、教職員等が消毒を実施、スクール・サポート・スタッフ（小学部、中学部）、教員業務支援員（高等部）を雇用し、教室内の換気や消毒など、感染症対策に関する業務支援を

実施

- ・ 発熱等の症状がある児童生徒については、保健室とは別に待機する場所を確保
- ・ 卒業式、入学式は対象児童生徒と保護者 1 名のみの参加とし、短時間で実施

市立幼稚園

- ・ 登園時の健康チェック、手洗い・うがいの励行、室内の換気、玩具等の小まめな消毒の実施などの感染予防対策を実施
- ・ 健康チェックカード(土日を含む毎日の検温結果や風邪症状の有無を記載)を園舎に入る前に確認、また家庭で検温を行っていない園児には、園舎に入る前に非接触型体温計で検温を実施
- ・ 教室、トイレなど園児等が利用する場所のうち、多くの園児等が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は、教職員等が消毒を実施
- ・ 滅菌庫を導入し衛生環境を整備
- ・ 卒園式、入園式は対象園児と保護者 1 名のみの参加とし、短時間で実施

岐阜商業高等学校

- ・ 健康チェックカード(土日を含む毎日の検温結果や風邪症状の有無を記載)を校舎に入る前に確認、また家庭で検温を行っていない生徒には、校舎に入る前に非接触型体温計で検温を実施
- ・ 教室、トイレなど生徒等が利用する場所のうち、多くの生徒等が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は、教職員が消毒を実施、教員業務支援員を雇用し、教室内の換気や消毒など、感染症対策に関する業務支援を実施
- ・ 卒業式、入学式は対象生徒と保護者 1 名のみの参加とし、短時間で実施

女子短期大学

- ・ 通学前の毎日の検温による体調管理の徹底と、通学時のバス内の混雑を避けるため、時差授業を実施
- ・ 手洗い・マスク着用・手指消毒を徹底し、講義室内では格子状に座らせるほか、各講義室や廊下に感染予防のチェックシートを掲示し、教員、学生が随時確認を行う。また、パソコン教室や学生ホールのテーブルにパーテーションを設置
- ・ 感染拡大地域への不要不急の移動や、サークル活動の合宿、懇親会を自粛

- ・ 学位授与式を、卒業生、教職員のみの参加とし、学科のクラス・専修別の少人数で式典を実施

薬科大学

- ・ 学生に日々の体調等を「健康管理カード」に記録させ、体調の自己管理の徹底
- ・ 部活動に関しては、「安全な部活動のためのガイドライン」を定め、活動時間の短縮や部員の健康管理の徹底を図るとともに、学生自ら感染防止対策を講じた安全な活動方法を考え、自律的に活動するよう、毎月「活動実施計画書」の作成及び提出を求め、感染状況によっては、活動禁止
- ・ 対面授業は、学生間の間隔を十分に確保して実施するため、1授業について2つの教室を使用し、一方の教室での授業の様子を別の教室に配信し、学生が分散して受講する体制にて実施
- ・ 実習は、授業内容に応じ、マスクに加え、教員及び学生がフェイスシールドを併用して複数の実習室に分散して実施
- ・ 学位授与式を、卒業生と教職員のみで開催

市立看護専門学校

- ・ 講義は講堂や広い教室を活用して学生間や教員との距離を保ち、演習やグループワークなどではマスク着用に加え、フェイスシールドやアイシールドなどの着用を義務づけて実施
- ・ 臨地実習では、実習前2週間の体調および行動歴を紙面にて報告させて事前に安全性を確認し、その都度実習先に連絡して了解を得ている。
- ・ 学生、教員、来校者には、玄関で体温測定ならびに体調チェックを行った上で入館を許可し、昼休みにも体温測定ならびに体調チェックを実施
- ・ 休憩時間には実習室等を開放して、学生が利用できる洗面場所を増やし、手洗いやうがいを徹底させている。また、ドアノブ等複数人が触れる場所は頻回の消毒を実施
- ・ うがいや歯磨きの際は、学生同士の距離をおいて、会話を禁じることを徹底
- ・ 食事の際は、各学生の机に飛沫防止用の衝立を設置、黙食を徹底
- ・ 高等教育の修学支援新制度の対象外である学生が、家計急変に伴い授業料等の納付が困難になった場合の支援として、学校独自に授業料等を減免
- ・ 卒業式は、卒業生とその保護者各1名および教職員のみで開催

(2) 保育所、放課後児童クラブ等の感染防止対策

- ・ 受け入れ体制の整備や利用料への財政負担については、全面的支援を県に求める。
- ・ 保育所、放課後児童クラブでの様々なリスク低減に向けた取組として、登園時、登会時の健康チェック、手洗い・うがいの励行、室内の換気など衛生管理の基本となる対策を継続して実施。保護者が安心して子どもを預けることができる環境を確保
- ・ 「健康チェックカード【改訂版】」(8月5日)により、児童、職員の健康管理を徹底

(3) 社会福祉施設等における感染防止対策

- ・ 各施設等の判断による面会・外出制限の緩和に関する国通知等に基づき改正された「感染・まん延防止チェックリスト(県作成)」により、感染防止を徹底
- ・ 介護サービス事業所等における感染症発症時又は濃厚接触者に対応した場合のサービス継続支援事業を実施
- ・ 感染防止に必要な衛生用品等の購入費用について支援を実施
- ・ 高齢者福祉施設等に対し、入浴介助サービス時におけるマスクの着用の徹底、入浴介助サービスの回数減や清拭への切り替えなどの検討、利用者の耳元で、大声で話す際は、マスクに加えフェイスシールド着用などを啓発
- ・ 高齢者入所施設の従事者に対する予防的なPCR検査モデル事業を実施

(4) 市民窓口等における感染防止対策

- ・ 3密の回避のため、市HPに行政窓口や施設の混雑状況をリアルタイムでお知らせする情報サービス「混雑ランプ」を配信
- ・ 住民票の発行などを行う各事務所において、自家用車内等で待機してもらうことができるよう、ワイヤレスコールを導入し、密にならない待合スペースの整備と、窓口の規格に合わせたアクリル板の設置による飛沫感染防止対策の徹底
- ・ 本庁舎などに、非接触式体温計を設置し、来訪者に検温を呼び掛ける。

(5) 職員の感染防止対策

勤務形態

① 在宅勤務

② 時差勤務

- ・ 12パターンから選択できる時差勤務

③ 勤務日の割振り

- ・ 勤務日の割振り変更により、週休日を土、日以外に設定

④ その他

- ・ 休憩時間帯の拡大を継続
(11時15分～13時30分の間で1時間)
- ・ 本庁舎地下食堂のレイアウトの見直し及び食事提供時間の拡大継続
(11時15分～13時30分)
- ・ 会議室を休憩場所として開放(明徳庁舎2階 12時～13時の間)

職員の意識の徹底

- ・ 家族も含めた、日常生活における「新しい生活様式」(P4)の実践
※「人との距離の確保」、「マスク着用」、「手洗い」など
- ・ 出勤前の検温実施と体調がすぐれない場合の出勤停止
- ・ 所属長による所属職員の健康管理の徹底
- ・ 職員の健康自己チェックシートの作成及び所属における健康自己チェック済み確認表の作成
- ・ 職員の行動歴シートの作成
- ・ 職場の清掃・消毒及び換気の徹底
- ・ 「ぎふコロナガード」による感染防止対策ポイントのチェック、声かけの徹底

(6) 自然災害発生時の感染症対策の強化

- ・ 避難所運営マニュアル(新型コロナウイルス感染症対策編)の市民
(自主防災組織)への周知及び訓練の実施
- ・ 避難所における感染症対策実施のための備蓄の充実
- ・ 避難所としてのホテル・旅館等の民間施設の活用

(7) 市民病院の診療体制

新型コロナウイルス感染症対策を引き続き継続しながら

- ・ 病院内への入館規制を引き続き行う
- ・ 外来は、過密対策を行いつつ実施
- ・ 入院は、面会禁止としたうえで実施
- ・ 手術、各種検査は、飛沫予防策を含む感染症対策を徹底したうえで実施
- ・ 健康管理センター(健診事業)は、一部検査の制限を行いつつ実施

4 医療・予防体制の充実

(1) 保健所の体制

① 岐阜県・岐阜市クラスター対策合同本部の設置

- ・ 本市でクラスターが発生した際には、引き続き岐阜県と合同で積極的な疫学調査を実施し、早期終息を目指す

② 感染症対策課の設置

- ・ 8月3日付で新設した「感染症対策課」において感染症対策に係る施策を総合的・専門的に実施。感染症対策チームは、継続

③ 受診・相談センターの設置

- ・ 発熱等の症状のある方で、相談する医療機関に迷う場合の電話相談窓口を設置

●平日窓口

TEL058-252-0393(平日午前9時～午後5時)

●休日・夜間窓口

TEL058-272-8860(平日午後5時～翌午前9時、土日祝日(終日))

④ 新型コロナウイルスワクチン接種対策チームの設置

- ・ 1月4日付で設置した新型コロナウイルスワクチン接種対策チームにおいて、市民への早期かつ安全なワクチン接種を実施

(2) 検査体制の拡充

① 衛生試験所の検査体制

- ・ 1日あたり最大60検体のPCR検査を実施
- ・ 今後の検体の増加に対応できるよう必要な検査試薬を確保

② 医療機関内検査の拡大

- ・ PCR法等を用いた検査を医療機関内で実施

③ 市医師会との連携による「地域外来・検査センター」の設置

- ・ 岐阜市医師会と連携し設置した「岐阜市地域外来・検査センター」(令和2年6月15日～)にて、週5日、1日当たり20件程度の検査を実施

④ かかりつけ医(診療・検査医療機関)での検査

- ・ 診療、検査ができる医療機関を県が「診療・検査医療機関」に指定
- ・ PCR法等を用いた検査を実施

(3) 宿泊療養施設の設置

- ・ 岐阜県が、岐阜圏域では、羽島市の「HOTEL KOYO」に、402室を確保。患者搬送の際は、必要に応じて県保健所等が保有する移送車を利用

し、スタッフとして本市職員が対応

(4) 患者の搬送

- ・ 患者の搬送には、保健所の要請により消防本部の救急車を利用

(5) 医療従事者への物資の供給

- ・ 「岐阜市新型コロナウイルス医療従事者サポート寄附金」(令和 2 年 5 月 1 日~令和 3 年 1 月 31 日)を活用、マスク等医療物資を購入し、市内の医療従事者へ供給
※寄附金総額:22,335,209 円(361 件)
- ・ 本市に対してご寄附いただいたマスク等(使途が決められてないものに限る)を医療機関に配布
※2 月 28 日現在のマスク寄附枚数:約 250,000 枚

【岐阜市新型コロナウイルス医療従事者サポート寄附金と本市へのご寄附を活用した各医療機関、団体等への物資供給実績(2 月 28 日時点)】

●医療機関(病院 32、有床診療所 33)

マスク:約 18,000 枚、サージカルマスク:約 320,000 枚、
ニトリルグローブ:約 206,000 枚、フェイスシールド:400 枚、
アイソレーションガウン:3,300 枚、ポリエチレンエプロン:48,000 枚、
袖付きエプロン:20,000 枚、消毒用アルコール:500ml 400 本、1L 1,352 本

●施術所

マスク:約 24,000 枚

●岐阜市医師会(所属医療機関:358)

マスク:約 30,000 枚、サージカルマスク:約 198,000 枚、
ニトリルグローブ:約 31,000 枚、フェイスシールド:20 枚、
消毒用アルコール:1L 358 本

●岐阜市歯科医師会(所属歯科医療機関:240)

マスク:約 20,000 枚、サージカルマスク:約 86,400 枚、
ニトリルグローブ:約 20,000 枚、消毒用アルコール:1L 240 本

●岐阜市薬剤師会(所属薬局:240)

マスク:約 20,000 枚、サージカルマスク:約 43,200 枚

(6) ワクチン接種

- ・ 市民が安心し、ワクチンを無駄なく効率的に接種できるよう公共施設や病院での集団接種と地域のかかりつけ医での個別接種を組み合わせたハイブリッド方式で接種を進める
- ・ 医療従事者等、高齢者、それ以外の者(基礎疾患を有する者を優先、高齢者施設従事者は施設で高齢者と同時接種も可能)の順に、国の指示に従って接種開始時期を決定し、接種を実施

5 社会経済活動の支援

(1) 市民生活の支援

○住居確保給付金

- ・ 離職や廃業により住居を失った又は失うおそれがある場合に支給される住居確保給付金について、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける方に支給

○子ども見守り宅食支援事業

- ・ 学校等の休業や外出自粛など子どもの見守り機会が減少することで児童虐待のリスクが高まる中、食材料や弁当を配達しながら子どもの見守りを行う NPO 法人等に対し、その経費を支援

○要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金

- ・ 経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒や就学予定者の保護者に対し、義務教育の円滑な実施のため学用品費等を援助

○高齢者世帯エアコン購入費等助成

- ・ 夏の猛暑に加え、コロナ禍により、外出自粛やマスク着用等で、熱中症リスクが高まる中、特に危険な状況にある高齢者のうち、経済的事情で自宅にエアコンがない高齢者世帯を対象に購入費用等を助成

(2) 経済再生・就労支援

○ぎふし新型コロナウイルス感染症対応資金

- ・ 売り上げ減少など経営が厳しくなっている中小企業を支援するため、実質無利子無担保で融資を受けることが出来る市の融資制度を5月1日から創設。当初3年間の利子を全額補給。併せて、融資に要する原資も増額
(※令和2年5月1日～融資限度額 30,000 千円)
(※令和2年6月15日～融資限度額 40,000 千円)
(※令和3年2月1日～融資限度額 60,000 千円)
受付開始(5月1日)後、これまでに 3,364 件、約 541 億円の融資を実行
(令和3年1月31日時点)

○広告宣伝支援事業補助金

- ・ 売り上げが減少している中小企業等に対し、販売促進等のために実施する広告宣伝に対し、10 万円を上限に支援

○キャッシュレス決済を活用した地域経済活性化事業

- ・ 市内店舗等での消費を促進するため、非接触型 QR コード等によるキャッシュレス決済を利用した方に対し、利用額の一定割合をポイント還元する。

○オンライン旅行会社を活用した観光促進事業

- ・ オンライン旅行会社が運営する宿泊予約サイトにおいて、自然や温泉、クアオルト健康ウォーキングなどをテーマとした広告の掲出により、市内への宿泊を誘発し、落ち込んだ観光需要の促進を図る。

○宿泊割引助成による観光誘客促進事業

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の状況を踏まえ、市内宿泊施設を対象とした宿泊割引キャンペーンを実施

○農作物の売上減少等への支援

- ・ 岐阜市農業再生協議会（事務局：農林園芸課内）が高収益作物次期作支援交付金（国）の事業実施主体のひとつとなり、国への申請の取りまとめ等を随時実施

○畜産業者等への助言指導

- ・ 畜産業等の従事者に対して、感染防止に係る指導助言を実施

○離職又は内定を取り消された方を対象とした職員採用試験の実施

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で離職又は内定を取り消された方を対象に、雇用創出として、求職活動をしやすい、パートタイムの会計年度任用職員の採用試験を随時実施

6 ポストコロナ社会への対応

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進

○電子図書館サービス事業

- ・ 利用者への図書サービスの充実と読書の推進を図るため、電子図書館サービスを提供(令和3年3月～)

○私立保育所等 ICT 化支援

- ・ 私立保育所等が保育士の業務負担軽減のため、ICT システム等を導入するために要した費用の一部を支援

○路線バス利用環境整備

- ・ キャッシュレス化を推進するため、市内バス路線の全国交通系 IC カードの導入を見据えて、交通事業者が実施する自動運賃収受システムの導入に対し、国の補助と合わせて支援

(庁内事務関連・市民向け)

○キャッシュレス決済

- ・ 現金に触れずに済むキャッシュレス決済を市の窓口や観光・文化・スポーツ施設等に導入

○スマートフォン等を活用した市税等の納付

- ・ キャッシュレス化の普及促進と納付方法の多様化による利便性の向上のため、スマートフォン等を使ったクレジットカード及びスマホ決済の促進

○OAI チャット総合案内サービス

- ・ 11月1日より、行政手続き35分野に関する問い合わせに対し、職員に代わり AI がチャット形式で24時間自動応答するサービスを開始

○岐阜市オンライン申請総合窓口

- ・ 12月1日より、来庁せずに各種申請や届け出ができるオンライン申請の総合窓口を市ホームページに開設

○申告受付のオンライン予約等

- ・ 市・県民税の申告受付(2月～3月)において、オンライン予約や待ち時間表示システムを導入し、混雑を緩和

(庁内事務関連・職員向け)

○テレワーク環境

- ・ 庁内ネットワークに接続できるパソコン(100台)による勤務

○Web 会議

- ・ 出先機関の職員、在宅勤務の職員、外部機関のメンバー等との会議が円滑に測れるよう、Web 会議の利用促進

(教育の ICT 化)

市立小学校、中学校

- ・ 新学年の教科書に準拠した授業動画を教員が作成し、4月20日から「YouTube」岐阜市公式チャンネルで配信。約200本の動画を配信しており、現在も活用が可能。
- ・ 岐阜市オンライン学習サービス「e ライブラリアドバンス」を活用し、自宅の端末からドリル学習に取り組み、学習内容の定着が図れるようにする。
- ・ 学校の授業や家庭での学習を通して、個別最適化された学びの実現を図るため、全児童生徒及び教員分のタブレット端末を導入し、オンライン学習等の環境を整備、通常授業でも積極的に活用
- ・ 臨時休業の際も、タブレット端末を積極的に活用。カリキュラムを編成してオンライン学習支援を実施し、学びを保証する。

岐阜特別支援学校(小学部・中学部・高等部)

- ・ 教職員が作成した「生活単元学習」動画を「YouTube」岐阜市公式チャンネルで配信しており、現在も活用
- ・ 学校の授業や家庭での学習を通して、個別最適化された学びの実現を図るため、全児童生徒及び教員分のタブレット端末を導入し、オンライン学習等の環境を整備、通常授業でも積極的に活用
- ・ 臨時休業の際も、タブレット端末を積極的に活用。カリキュラムを編成してオンライン学習支援を実施し、学びを保証する。

市立幼稚園

- ・ 私立を含む市内の幼稚園、子育て支援団体、大学等の協力を得て、家庭での“学びにつながる遊び”を「YouTube」岐阜市公式チャンネルで配信しており、現在も活用

岐阜商業高等学校

- ・ 学校の授業や家庭での学習を通して、個別最適化された学びの実現を図るため、全生徒及び教員分のタブレット端末を導入し、オンライン学習等の環境を整備、通常授業でも積極的に活用
- ・ 臨時休業の際も、タブレット端末を積極的に活用。オンライン学習支援を実施し、学びを保証する。

女子短期大学

- ・ 遠隔授業（オンライン講義）と対面授業の併用を継続
- ・ 遠隔授業（オンライン講義）における学修環境を整えるため、経済的理由で、パソコンを準備できず、機能制限のあるスマートフォンで受講する学生に対して、ノートパソコンを貸し出す。
- ・ 受講者の多い対面授業の3密を避けるため、学内に無線LANのアクセスポイントを整備し、複数講義室で受講を可能とするとともに、遠隔授業ソフトの機能を活用した対面授業を実施

薬科大学

- ・ 対面授業を基本としつつ、感染拡大状況によっては、速やかに遠隔授業（オンライン講義）に移行できる体制を整備
- ・ 遠隔授業（オンライン講義）に移行した際、学修環境の整わない学生に対しては、ノートパソコンの貸出しや学内での遠隔授業（オンライン講義）の受講を認めるなどして対応

市立看護専門学校

- ・ 現在は3密とならない体制を整え、対面授業を行っているが、感染症拡大状況に合わせ、遠隔授業（オンライン授業）も実施できる体制を整備
- ・ 学生が、陽性者や濃厚接触者となった場合には、療養先もしくは待機先で、オンラインによる遠隔授業を受けられる体制や授業の様子を撮影したDVDの視聴ができる体制を整備し、単位取得に向けて支援

(2) 新しい生活様式への対応

○文化芸術活動支援補助金

- ・ 文化芸術活動の発表の場である公演等の中止・延期を余儀なくされた団体・個人を支援するとともに、市民の文化芸術鑑賞機会の増加を図るため、公演等の動画撮影・配信に対して補助を実施

○オンライン上の見本市等への出展補助

- ・ オンライン上で開催される見本市等に自社製品を出展する事業者に対して、出展費用を補助。中小企業の販路開拓を支援

○テレワークの推進事業

- ・ テレワークの導入は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のほか、働く人のワーク・ライフ・バランスの実現、多様な人材の社会参画、企業の生産性の向上など様々な課題を解決できることが期待されている。テレワークの推進のため、テレワークプランとして日中に客室を利用するプランを提供するホテル・旅館に対して補助を実施、市民はテレワークプランを利用することで、利用料金の割引を受けられるよう対応した。
- ・ 13のホテルが認定を受け令和2年8月1日より実施し、プランを提供中
- ・ 岐阜市リモートオフィス（Neo work-Gifu）を活用し、市内中小企業のテレワークを推進

○オンラインパパママ学級

- ・ 妊婦とその配偶者に対し、オンラインにて妊娠、出産、育児に関する情報提供や保健指導を実施

7 令和3年度総合対策の事業体系

これまで、緊急対策（令和2年4月27日発表）、with コロナ総合対策（同年5月17日発表）に基づき、感染拡大フェーズに応じた各種対策事業を実施してきた。

こうした中、国においては、感染症の拡大防止策や、ポストコロナに向けた経済構造の転換などを柱とした「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を同年12月8日に閣議決定するとともに、これに基づく令和2年度第3次補正予算が1月28日に成立し、令和3年度予算とあわせ、「15カ月予算」として切れ目のない対策を講ずるものとされている。

こうした状況を踏まえ、岐阜市の令和2年度補正及び3年度当初予算の対策事業の体系として、以下4つの柱を事業規模とともに示したものである。



（※令和3年度にわたる事業規模総額：約164億円）

1. 感染拡大防止対策（事業規模：約7億円・予備費含む）

公共・民間施設や市実施事業等において、消毒液等の衛生対策物品配備（支援）や、3密を避けるための体制確保などにより、感染拡大防止対策に努める。

また、感染症拡大や物品の流通状況などに鑑み、必要に応じ予備費を活用するなど、迅速に対応する。

（1）市民・事業者への感染拡大防止対策

・私立保育所等感染症対策支援事業、店舗における感染状況通知システム運用 など

(2) 市有施設・市事業における感染拡大防止対策

- ・学校、庁舎等市有施設衛生用品整備、特別支援学校スクールバス増便、市立保育所屋外遮光ネット取付対応工事、検診・イベント等におけるかかり増し経費 など

2. 医療・予防体制の充実強化（事業規模：約26億円）

国・県の対策とあわせ、ワクチン接種、行政検査、医療機関における検査手数料や入院費の公費負担など、医療提供体制や予防・検査体制の充実強化を図る。

- ・新型コロナウイルスワクチン接種、行政検査、地域外来・検査センター運営、医療機関における検査手数料・入院費自己負担相当分の公費負担、妊婦等を対象とした PCR 検査及び罹患後支援 など

3. 社会経済活動支援（事業規模：約128億円）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、所得や収益の減少等により、生活や事業活動に影響を受けている市民・事業者に対する支援を行う。

(1) 市民生活の支援

- ・住居確保給付金支給、要保護準要保護児童生徒援助（所得認定基準の緩和）、子ども見守り宅食支援 など

(2) 事業者の支援

- ・中小企業融資対策（貸付金、保証料補填、利子補給等）、感染拡大防止協力金負担金、キャッシュレス決済を活用した地域経済活性化、広告宣伝支援、宿泊割引助成 など

4. 「新たな日常」の構築等推進（事業規模：約3億円）

ポストコロナ社会における新たな日常への転換を図るため、デジタルトランスフォーメーションの推進や、対面を前提とするなどの既存生活様式からの変革を促す観点に立った事業実施を進める。

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進

- ・庁内事務における働き方改革対応システム構築、RPA・AI-OCR 等デジタルツールの活用、行政手続のオンライン申請対応、市税・使用料等のキャッシュレス決済の推進 など

(2) 新しい生活様式への対応

- ・働き方改革のための次期コミュニケーション基盤整備、テレワーク推進助成、各種講座等の Web 開催、大学等の遠隔授業対応 など

上記に記載した事業のほか、感染症の状況に応じ、予備費の活用等も含め、迅速な対策を図るなど、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を最優先事項として取り組むものとする。

参考 | 令和2年度の緊急対策事業

(1) 「非常事態」総合対策(R2.5.6改定)における対策

新型コロナウイルス感染症 岐阜市緊急対策 (R2.4.27発表)

① 緊急支援フェーズ

1 感染拡大防止対策及び医療提供体制の充実・強化

- (1) 検査体制の強化
 - ・PCR検査機器の整備支援
- (2) 感染拡大防止支援
 - ・医療機関への衛生用品配布等の支援(ふるさと納税等の活用)
 - ・福祉施設等における衛生用品の購入支援等
- (3) 病床の確保
 - ・入院病床確保のための空床補償
- (4) その他
 - ・小中学校等における非接触型体温計の配備
 - ・放課後児童クラブ
 - ・(小学校臨時休業等に伴う)開設時間延長対応
 - ・ICT教育推進(オンライン学習環境導入)

2 市民生活及び事業者への緊急支援

- (1) 市民生活への支援
 - ・特別定額給付金(4/27一部専決)
 - ・子育て世帯への支援
 - ・就学援助
 - ・住居確保給付金
 - ・傷病手当金の給付
- (2) 事業者への支援
 - ・実質無利子無担保融資制度の創設(4/27専決)
 - ・県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金
 - ・雇用調整支援金
- (3) その他
 - ・市税及び国民健康保険料等の猶予、減免

一般会計規模	45,732,324千円
特別会計規模	10,000千円

② 予備費執行による緊急対策

- ・テイクアウト応援サイトの開設
- ・薬科大学オンライン講義環境整備
- ・感染症検査機器、患者移送用資機材配備
- ・ワンストップ経営相談窓口の設置
- ・庁舎等相談窓口等の環境整備(アクリルパーテーション、電話回線増設等)
- ・サテライトオフィス、テレワークに係る事務用品の購入等

約0.9億円

回復フェーズ

1 消費需要の喚起

- ・観光キャンペーンの実施(R2.3補正 4,000万円)

現在 検討中

(2) “with コロナ”総合対策(R2.5.17~)

“緊急対策”(R2.4.27発表)

1 感染拡大防止対策及び医療提供体制の充実・強化

- (1) 検査体制の強化
 - ・PCR検査機器の整備支援
- (2) 感染拡大防止支援
 - ・医療機関への衛生用品配布等の支援(ふるさと納税等の活用)
 - ・福祉施設等における衛生用品の購入支援等
- (3) 病床の確保
 - ・入院病床確保のための空床補償
- (4) その他
 - ・小中学校等における非接触型体温計の配備
 - ・放課後児童クラブの時間延長
 - ・薬科大学、女子短期大学オンライン講義環境整備
 - ・庁舎等相談窓口等の環境整備
 - ・テレワーク等の実施
 - ・情報発信のための広報の拡大

予算総額	約458億円
内 5月補正	約432億円
6月専決	約25億円
予備費執行	約1億円

2 市民生活及び事業者への緊急支援

- (1) 市民生活への支援
 - ・特別定額給付金
 - ・子育て世帯への支援(臨時特別給付金、ひとり親家庭等応援金)
 - ・就学援助
 - ・住居確保給付金
 - ・傷病手当金
- (2) 事業者への支援
 - ・実質無利子無担保融資制度
 - ・雇用調整支援金
 - ・県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金
 - ・テイクアウト応援サイトの開設
 - ・ワンストップ経営相談窓口の設置
- (3) その他
 - ・市税及び国民健康保険料等の猶予、減免

“with コロナ”総合対策(R2.5.17~)

1 社会経済活動と感染拡大防止対策

- (1) 市民・事業者への感染拡大防止対策支援
 - ・事業者への感染拡大防止対策促進支援金
 - ・私立保育園、子育て支援施設等への感染拡大防止対策助成
 - ・介護サービス事業所等への事業継続支援、施設整備支援
 - ・路線バスの交通系ICカード導入への支援
 - ・経産省の感染予防支援(予備費)
 - ・感染状況通知サービスの運用(予備費)
- (2) 市民・事業者への新しい生活様式の定着
 - ・リフレットの作成・配布
 - ・テレビ、ラジオを活用した周知
 - ・テレワーク等への支援
- (3) 市有施設の感染拡大防止対策
 - ・保育所、児童施設、図書館、公民館、観光文化施設における整備等
 - ・遊園地におけるテント等の配備(予備費)
 - ・市立小中学校に衛生用品の購入、業務支援員等の配置、ICT教育の推進
 - ・特別支援学校スクールバスの拡大
 - ・救急車両内除染装置整備(予備費)
- (4) その他
 - ・給食調理業務の環境整備等
 - ・ひとり親家庭等相談体制の強化
 - ・市税等クレジット収納の導入

2 医療提供体制の充実・強化

- (1) 検査体制の強化等
 - ・地域外発・検査センターの設置(専決)
 - ・PCR検査手数料自己負担分の支援
 - ・医療従事者への医療物資の提供
- (2) 市民病院の医療提供体制の強化
 - ・院内感染防止対策、高度医療機器整備
 - ・医療従事者への慰労金の支給

予算総額	約250億円
内 11月補正	約3億円
9月補正	約203億円
7月専決	約11億円
6月補正	約21億円
5月専決	約11億円
予備費執行	約3億円

3 回復に向けての支援

- (1) 学びの応援
 - ・子どもの学び、市立大学生の学修応援事業
 - ・市立小中学校に学習指導員を配置
- (2) 緊急支援
 - 市民生活への緊急支援
 - ・ひとり親家庭等への支援(臨時特別給付金、臨時特別応援金)
 - ・結婚新生活への支援
 - ・住居確保給付金
 - 事業者等への支援
 - ・雇用調整助成金申請手数料の支援
 - ・雇用就労の促進
 - ・市融資制度(貸付限度の増額、保証料補填等)
 - ・障害児通所支援事業等への支援
 - ・認定こども園等の保育料減免における支援
 - ・就労継続支援事業への支援
 - ・学校給食会への支援
 - ・指定管理者(利用料金減額)の休館等に付随する支援
 - ・バス事業者への支援(ゴミバス、路線バス)
 - 観光施設への支援
 - ・観光施設のWi-Fi環境整備
 - ・観光キャンペーンの実施(市民キャンペーン、県内誘客)
 - ・キャンセル料減免を活用した地域経済活性化
 - ・イベント等支援
 - ・広告宣伝事業支援
- (3) 回復支援
 - ・観光施設のWi-Fi環境整備
 - ・観光キャンペーンの実施(市民キャンペーン、県内誘客)
 - ・キャンセル料減免を活用した地域経済活性化
 - ・イベント等支援
 - ・広告宣伝事業支援
 - ・農業6次産業化支援

4 観光振興

- (1) 観光振興
 - ・観光施設のWi-Fi環境整備
 - ・観光キャンペーンの実施(市民キャンペーン、県内誘客)
 - ・キャンセル料減免を活用した地域経済活性化
 - ・イベント等支援
 - ・広告宣伝事業支援
 - ・農業6次産業化支援

参考 2 岐阜市における主な対応状況

令和 2 年	
1 月 27 日	保健所地域保健課に相談窓口を設置
28 日	第1回「新型コロナウイルス肺炎警戒本部会議」開催
2 月 3 日	中・南・北市民健康センターに相談窓口を設置 岐阜市衛生試験所において新型コロナウイルスの検査開始
13 日	第1回「新型コロナウイルス肺炎警戒本部幹事会」開催
26 日	第1回「岐阜市対策本部会議」開催(2月21日設置) 県内で初の陽性患者が発生
27 日	第2回「岐阜市対策本部会議」開催(イベント等の開催方針)
28 日	第3回「岐阜市対策本部会議」開催(幼稚園、市立学校等の対応) 保健所地域保健課の相談受付時間を変更(土日祝日も実施)
29 日	第4回「岐阜市対策本部会議」開催(市有施設の休館・一部停止)
3 月 12 日	第5回「岐阜市対策本部会議」開催
17 日	第6回「岐阜市対策本部会議」開催(感染症対策アクションプラン) 岐阜市で1例目の感染者
18 日	第7回「岐阜市対策本部会議」開催
23 日	第8回「岐阜市対策本部会議」開催
24 日	第9回「岐阜市対策本部会議」開催
31 日	第10回「岐阜市対策本部会議」開催 ①ナイトクラブクラスター1例目の感染者が発生
4 月 2 日	第11回「岐阜市対策本部会議」開催
3 日	第12回「岐阜市対策本部会議」開催 第3回「岐阜県対策協議会」、第3回「岐阜県対策本部」 県による[ストップ 新型コロナ 2週間作戦]の発信
6 日	第13回「岐阜市対策本部会議」開催 (推進体制[感染症対策チームの設置])
7 日	政府が新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を発出 (5月6日まで:埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県) ②飲食店クラスター1例目の感染者が発生
8 日	第1回「岐阜市対策本部会議」開催(特別措置法に基づく本部会議の開催)
10 日	第2回「岐阜市対策本部会議」開催(岐阜市[非常事態]総合対策) 岐阜県、岐阜市が「非常事態宣言」発令 ※別添1 ③職場のクラスター1例目の感染者が発生
11 日	市内感染者が50例目を超える
13 日	第3回「岐阜市対策本部会議」開催 「岐阜県・岐阜市クラスター対策合同本部」設置
14 日	第4回「岐阜市対策本部会議」開催
16 日	政府が特措法に基づく緊急事態宣言の対象区域に岐阜県を指定(特定警戒都道府県)
17 日	第5回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「政府の緊急事態宣言を受けて」を発出※別添2
20 日	第6回「岐阜市対策本部会議」開催
23 日	感染症軽症者の宿泊療養施設利用開始(HOTEL KOYO)
24 日	第7回「岐阜市対策本部会議」開催(岐阜市[非常事態]総合対策の見直し)
27 日	第8回「岐阜市対策本部会議」開催(新型コロナウイルス感染症緊急対策) 市長メッセージ発出(市民の皆様へ、こどもたちのみなさんへ)
28 日	市長メッセージ発出(大型連休に向けて)
5 月 1 日	第9回「岐阜市対策本部会議」開催 岐阜市新型コロナウイルス医療従事者サポート寄附金の受付開始
4 日	政府が5月31日までの緊急事態宣言の延長を決定
5 日	岐阜県、岐阜市が岐阜市内のクラスター(①、②、③)終息を発表

6 日	第 10 回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「政府の緊急事態宣言の延長を受けて」を发出 ※別添 3
14 日	政府が緊急事態宣言の対象区域を全都道府県から 8 都道府県に変更、岐阜県は対象区域から外れる
16 日	第 11 回「岐阜市対策本部会議」開催（新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策の決定） 新型コロナウイルス感染症非常事態宣言を解除 市長メッセージ「コロナ社会を生き抜くための皆様へのお願い」を发出※別添 4
25 日	政府が緊急事態解除宣言（全国）
26 日	第 1 回「岐阜市対策本部会議」開催（特措法に基づく対策本部から、任意設置の対策本部に変更）
6 月 5 日	第 2 回「岐阜市対策本部会議」開催（経済対策チームの設置、新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策（第 2 版））
15 日	「岐阜市地域外来・検査センター」を開設
22 日	第 3 回「岐阜市対策本部会議」開催 「岐阜市 with コロナあんしん追跡サービス」を開始
7 月 15 日	④学校クラスター 1 例目の感染者が発生
21 日	⑤クラブクラスター 1 例目の感染者が発生
22 日	第 4 回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「4 連休を迎えるにあたって皆様へのお願い」を发出※別添 5
26 日	⑥飲食店クラスター 1 例目の感染者が発生
27 日	市内感染者が 100 例目を超える
31 日	第 5 回「岐阜市対策本部会議」開催 岐阜県が第 2 波の非常事態を发出 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 第 2 波非常事態緊急対策も「基本の徹底」」を发出 ※別添 6 ⑦家庭、学校、職場にまたがるクラスター 1 例目の感染者が発生
8 月 3 日	「感染症対策課」を設置
4 日	④学校クラスターの終息を確認
5 日	⑧飲食店クラスター 1 例目の感染者が発生 ⑨診療所関連クラスター 1 例目の感染者が発生
6 日	市内感染者が 150 例目を超える
7 日	第 6 回「岐阜市対策本部会議」 市長メッセージ「今年の夏休み、お盆は新しいスタイルで過ごそう!」を发出 ※別添 7
13 日	⑥飲食店クラスターの終息を確認
20 日	⑦家庭、学校、職場にまたがるクラスターの終息を確認
21 日	⑤クラブクラスターの終息を確認
24 日	⑧飲食店クラスターの終息を確認
28 日	⑨診療所関連クラスターの終息を確認
9 月 1 日	岐阜県が第 2 波の非常事態を解除 岐阜県知事、県下全ての市町村長より「ストップ『コロナ・ハラスメント』宣言」 第 7 回「岐阜市対策本部会議」開催（新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策（第 3 版）） 市長メッセージ「STOP! コロナ・ハラスメント」、「新型コロナウイルス感染防止のために『基本を徹底』しよう」を发出※別添 8
23 日	市内感染者が 200 例目を超える
10 月 14 日	新たな診療・検査体制の開始 「帰国者・接触者相談センター」から「受診・相談センター」に変更
11 月 2 日	第 8 回「岐阜市対策本部会議」開催
5 日	⑩職場（芸能事務所）クラスター 1 例目の感染者が発生
25 日	第 9 回「岐阜市対策本部会議」開催（新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策（第 4 版）） 市長メッセージ「年末年始は第 3 波の本格的な到来に最大限警戒を! 感染防止対策を徹底しよう!」を发出 ※別添 9 ⑪専門学校クラスター 1 例目の感染者が発生

27 日	⑬飲食クラスターⅠ 例目の感染者が発生
28 日	⑫医療機関クラスターⅠ 例目の感染者が発生 ⑩職場（芸能事務所）クラスターの終息を確認
12 月 3 日	⑭葬儀クラスターⅠ 例目の感染者が発生
4 日	⑮親族クラスターⅠ 例目の感染者が発生
14 日	⑰家族・福祉施設クラスターⅠ 例目の感染者が発生
15 日	第10回「岐阜市対策本部会議」開催 ⑯飲食・職場クラスターⅠ 例目の感染者が発生
16 日	⑱家族・職場クラスターⅠ 例目の感染者が発生
17 日	⑪専門学校クラスターの終息を確認
18 日	⑬飲食店クラスターの終息を確認
21 日	⑭葬儀クラスターの終息を確認
22 日	市内感染者が 500 例目を超える
25 日	⑲飲食店クラスターⅠ 例目の感染者が発生 ⑮親族クラスターの終息を確認
29 日	⑳友人クラスターⅠ 例目の感染者が発生
30 日	㉑福祉施設クラスターⅠ 例目の感染者が発生
令和 3 年	
1 月 4 日	㉒家族クラスターⅠ 例目の感染者が発生
5 日	⑫医療機関クラスターの終息を確認
6 日	㉓飲食店クラスターⅠ 例目の感染者が発生 ㉔家族クラスターⅠ 例目の感染者が発生 ㉕家族クラスターⅠ 例目の感染者が発生
7 日	政府が新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を発出 （期間：1 月 8 日～2 月 7 日まで 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）
8 日	㉖家族クラスターⅠ 例目の感染者が発生 ㉗飲食店クラスターⅠ 例目の感染者が発生 ㉙外国人クラスターⅠ 例目の感染者が発生
9 日	第 1 回「岐阜市対策本部会議」開催 岐阜県が県独自の非常事態宣言を発令 市長メッセージ「新型コロナウイルス非常事態 うつらない、うつさないための外出自粛の徹底を！」を発出 ※別添10 ⑯飲食・職場クラスターの終息を確認
12 日	㉚福祉施設クラスターⅠ 例目の感染者が発生
13 日	政府が特措法に基づく緊急事態宣言の対象区域に岐阜県を指定
14 日	第 2 回「岐阜市対策本部会議」開催 ⑱家族・職場クラスターの終息を確認 ⑳医療機関クラスターⅠ 例目の感染者が発生
16 日	市内感染者が 1,000 例目を超える ㉓福祉施設クラスターⅠ 例目の感染者が発生
19 日	㉔福祉施設クラスターⅠ 例目の感染者が発生
21 日	㉒、㉔の家族クラスターの終息を確認
22 日	岐阜県知事・岐阜市長合同記者会見 ※別添11 ㉓福祉施設クラスターⅠ 例目の感染者が発生 ⑰家族・福祉施設クラスターの終息を確認
24 日	㉑友人クラスターの終息を確認
25 日	⑲飲食店クラスターの終息を確認
26 日	㉓飲食店クラスターの終息を確認
27 日	㉕家族クラスターの終息を確認
28 日	㉑福祉施設クラスターの終息を確認
30 日	㉗飲食店クラスターの終息を確認
2 月 1 日	㉖家族クラスターの終息を確認
2 日	政府が 3 月 7 日までの緊急事態宣言延長を決定 ㉚福祉施設クラスターⅠ 例目の感染者が発生
4 日	第 3 回「岐阜市対策本部会議」開催

5 日	㊸福祉施設クラスターの終息を確認
10 日	㊹外国人クラスターの終息を確認
12 日	㊺友人・家族クラスター I 例目の感染者が発生
18 日	㊻福祉施設クラスターの終息を確認
19 日	㊼福祉施設クラスターの終息を確認
22 日	㊽福祉施設クラスターの終息を確認
25 日	㊾福祉施設クラスターの終息を確認
26 日	政府が3月1日以降の、緊急事態宣言の対象区域を1都3県に変更。岐阜県は対象区域から外れる
27 日	第4回「岐阜市対策本部会議」開催

<別添1>

令和2年4月10日

新型コロナウイルス感染症 非常事態宣言

岐阜市では4月以降、新型コロナウイルスの感染が急激に拡大し、被害を伴う飲食店（ナイトクラブ）及び料亭において2件のクラスター（集団感染）が発生しています。加えて、感染拡大に伴い岐阜県内の病床はひっ迫しており、状況は極めて深刻です。

こうした状況を踏まえ、本日、岐阜県において「新型コロナウイルス感染症 非常事態宣言」がなされましたが、岐阜市においても「**新型コロナウイルス感染症 非常事態**」を宣言します。

感染拡大防止のためには、すべての市民の理解、企業の理解、関係団体の協力を要し、「オール岐阜市」で新型コロナウイルスと戦わなければなりません。皆様のご理解、ご協力をお願いします。

<市民の皆様へのお願い>

○外出を自粛してください

- ・医療機関への通院、食料、医薬品、生活必需品の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、平日・週末、早朝・昼・夜・深夜問わず、外出を自粛してください。

○人との距離を保ってください

- ・感染リスクが高まる3つの条件（密閉空間・密集場所・密集場面）が揃う場（被害を伴う飲食店（ナイトクラブ）、料亭、スポーツジム、カラオケ、ライブハウス等）を避けるようにしてください。
- ・人と接する場合は、可能であれば2メートル程度の距離を保ってください。
- ・少人数の集まりであっても、消毒やマスク着用、換気といった感染防止対策が徹底できない場合は取りやめてください。

○国の緊急事態宣言対象区域への往來は自粛してください

- ・国の緊急事態宣言対象区域への往來は自粛するとともに、当該区域に在住の方についても不要不急の帰省や出張、来訪等を控えてください。

<企業の皆様へのお願い>

○感染拡大防止にご協力をお願いします

- ・テレワークを積極的に活用し、できる限り在宅勤務を行うなど、通勤を自粛するようにしてください。
- ・飲食店（店）、営業後退避タラップ及び夜間営業ダイナミクス等原則、臨時休館・閉館するため、社員の配置をお願いします。
- ・市内でクラスターが発生している状況を鑑み、店舗の滞在時間の短縮、接客の態勢、休業などにご協力をお願いします。

岐阜市長 柴橋 正直

<別添2>

令和2年4月17日

政府の緊急事態宣言を受けて

4月16日に政府より全都道府県に対し**緊急事態宣言**が発令されました。対象期間は、**5月6日（水）**までです。

特に、**岐阜県は、「特定警戒都道府県」に指定**付けられました。

すべての市民の皆様、事業者の皆様は、岐阜県より要請される次の事項に従い感染拡大防止を徹底いただきますようお願いいたします。

「オール岐阜市」で新型コロナウイルスと戦わなければなりません。

皆様のご理解、ご協力をお願いします。

岐阜市長 柴橋 正直

岐阜県における緊急措置等

<市民向け>

○徹底した外出自粛の要請（法第45条第1項）

- ・新型コロナウイルス等対策特別措置法第45条第1項に基づき、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

<事業者向け>

○施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（法第24条第9項）

- ・特措法第24条第9項に基づき、施設管理者もしくはイベント主催者に対し、施設の使用停止もしくは催物の開催の停止を要請。これに当てはまらない施設についても、特措法によらない施設の使用停止の協力を依頼
- ・屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント、パーティ等の開催についても、自粛を要請

<別添 3>

令和2年5月6日

政府の緊急事態宣言の延長を受けて

5月4日に政府は、全都道府県を対象とした**緊急事態宣言**の対象期間の延長を決定しました。

引き続き、岐阜県は、「**特定警戒都道府県**」に位置付けられています。

すべての市民の皆様、事業者の皆様は、岐阜県より要請される次の事項に従い感染拡大防止を徹底いただきますようお願いいたします。

「オール岐阜市」で新型コロナウイルスと戦わなければなりません。

皆様のご理解、ご協力をお願いします。

岐阜市長 柴橋 正直

岐阜県における緊急措置等

<県民向け>

○**徹底した外出自粛の要請（法第45条第1項）**

- ・新型コロナウイルス等対策特別措置法第45条第1項に基づき、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として外出しないことを要請

<事業者向け>

○**施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（法第24条第9項）**

- ・特措法第24条第9項に基づき、施設管理者もしくはイベント主催者に対し、施設の使用停止もしくは催物の開催の停止を要請。これに当たっては適切な施設についても、特措法によらない施設の使用停止の協力を依頼
- ・屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント、パーティ等の開催についても、自粛を要請

<別添 4>

令和2年5月16日

コロナ社会を生き抜くための皆様へのお願い

皆様には、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に最大限のご協力をいただくなど、オール岐阜市として戦っていただいていることに改めて感謝を申し上げます。

政府は、岐阜県を**特定警戒都道府県・緊急事態宣言区域**から解除しましたが、引き続き**感染防止に取り組む**よう求めています。本市においても**油断できない状況**が続いています。

新型コロナウイルス**感染症との戦い**は、ワクチンが開発されるまで**長期戦**です。

あらゆる経済活動や市民生活において、感染防止を土台に置く**“with コロナ”**の考え方の下、**感染防止を徹底**していただきますようお願いいたします。

皆様のご理解、ご協力をお願いします。

岐阜市長 柴橋 正直

市民の皆様へのお願い

○**「新しい生活様式」の徹底**

- ・感染防止の基本である「身体的距離の確保・マスクの着用・手洗い」の実践
- ・感染が流行している地域への移動の自粛など移動に関する感染対策の実践
- ・日常生活を営む上での基本的な生活様式（手洗い・手指消毒、3密の回避（密集・密接・密閉）など）の実践

事業者の皆様へのお願い

○**感染防止対策の徹底**

- ・お客様や従業員の方々、なにより、皆さんの事業を守るため、手洗い・消毒、3密の回避、従業員の健康チェックなどの感染防止対策（運営マニュアルの作成・遵守）の徹底
- ・新しいスタイルの働き方（テレワークやローテーション勤務、時差勤務など）の実践

<別添5>

4連休を迎えるにあたって皆様へのお願い

◆ **本市の現状は第2波の入り口**

- 7月以降**15人**の感染者（県立高校クラスター7人、他県由来6人）
- 15人のうちの**13人**は、**10代、20代の若い人達**
- 明日からの4連休、夏休み、お盆、GoToキャンペーンの開始など**感染拡大が懸念**

◆ **市民の皆様へ**

- 「**人との距離の確保**」、「**外出時のマスクの着用**」、「**手洗い**」、「**3密を避ける**」など、**感染防止対策の徹底**を！
- 飲食店などでマスクを外して長時間会話するなど**感染リスクが高い行動は避ける**
- **感染拡大エリアへの往來は避ける**
- **感染リスクの高い場所へ行くことはやめる**

◆ **事業者の皆様へ**

- サービス提供にあたって、**感染防止対策を改めて徹底**を！

<別添6>

**新型コロナウイルス感染症
第2波非常事態緊急対策も「基本の徹底」**

市民の皆様へ

- 「人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い」、「3密を避ける」
- 感染リスクの高い場所と行動を避ける
- ★ NO! マスクを外しての人との接触など
- 感染拡大エリアへの往來を避ける
- ★ NO! 愛知県、特に名古屋市の繁華街のクラブなど酒類を伴う飲食店

事業者の皆様へ

- 感染防止対策の再徹底 業種別ガイドライン、県行動指針の遵守
- お客様を守る、従業員を守る、自らの事業を守る
- withコロナステッカーを貼って注意喚起

令和2年7月31日 岐阜市長 柴橋 正直

<別添7>

**今年の夏休み、お盆は
新しいスタイルで過ごそう!**

市民の皆様へ

- 「人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い」、「3密を避ける」
- ★ NO! 体調不良の時は、“帰省しない”、“旅行しない”、“外出しない”
- ★ NO! 感染リスクの高い場や行動は、“避ける”
- ☞ 大人数での会食や、バーベキュー、カラオケなど
- ☞ マスクを外しての人との接触など
- ☞ 特に名古屋市の繁華街のクラブなど酒類を伴う飲食店

事業者の皆様へ

- 感染防止対策の再徹底 業種別ガイドライン、県行動指針の遵守
- お客様を守る、従業員を守る、自らの事業を守る
- withコロナステッカーを貼って注意喚起

令和2年8月7日 岐阜市長 柴橋 正直

<別添8>

STOP! コロナ・ハラスメント

- 新型コロナウイルスは、誰もが感染する可能性があります。感染した方を「悪いやり」、「守り」ましょう。
- 新型コロナウイルスに関わる全ての方、事業者等への差別的扱い、非難は、絶対にやめましょう。

**新型コロナウイルス感染防止のために
「基本を徹底」しよう!**

市民の皆様へ

- 「人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い」、「3密を避ける」
- 毎日の体調自己チェック! 体調不良の時は、“外出しない”
- 感染リスクの高い場や行動は、“避ける”
- 例: 閉め切った場所、大人数での酒類を伴う飲食・会食・カラオケ、マスクを外しての人との接触など
- 感染拡大エリアへの往來を“避ける”

事業者の皆様へ

- 感染防止対策の再徹底 業種別ガイドライン、県行動指針の遵守
- お客様を守る、従業員を守る、自らの事業を守る
- withコロナステッカーを貼って注意喚起

令和2年9月1日 岐阜市長 柴橋 正直

<別添9>

**年末年始は第3波の本格的な到来に
最大限警戒を！
感染防止対策を徹底しよう！**

市民の皆様へ

- 家庭にウイルスを持ち込まないための、基本の徹底！
⇒「人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い」、「3密回避」
- 毎日の体調自己チェック！体調不良の時は、“外出しない”
- 飲食を介した感染に要注意！
⇒「大人数や長時間におよぶ飲食」、「飲酒を伴う懇親会等」に注意
「マスクなしでの会話」は避ける

人が集まる季節の行事は、特に感染防止対策をして楽しみましょう！

クリスマス、大晦日、初日の出、初詣、年始の親戚との集まり、成人式など

- 新型コロナウイルスは、誰もが感染する可能性があります。感染した方を「思いやり」、「守り」、新型コロナウイルスに関わる全ての方、事業者等への差別や非難は、絶対にやめましょう。

事業者の皆様へ

- 職場・事業所内感染が増加中！
⇒感染防止対策の再徹底、業種別ガイドライン、県行動指針の遵守
⇒仕事の休憩時間、更衣室、喫煙所での行動、仕事後の会食に注意！
- お客様を守る、従業員を守る、自らの事業を守る
- Withコロナステッカーを貼って注意喚起

令和2年11月25日 岐阜市長 柴橋 正直

<別添10>

**新型コロナウイルス非常事態
うつらない、うつさないための外出自粛の徹底を！**

飲食を会場とした新型コロナウイルスの感染が職場や学校、家庭内など、日常のあらゆる場で、多発しています。

感染者の急増により、医療提供体制はひっ迫し、現在、岐阜県を含む岐阜圏域では、確保している病床のほぼ全てが埋まっています。このままでは、近い将来に入院患者の病床が不足し、通常の医療と併せての診療などの対応が困難となってしまうと見られます。つまり、誰もが必要な時に必要な医療を受けられない状況が、周辺に広がっているということです。

この非常態では、高齢者は重症化・死亡のリスクが高く、若者においても、後遺症に苦しむケースが発生しています。

生命と生活を守るため、感染リスクの高い場所、行動を避けるなど、今一度、皆様ご自身の感染防止対策の徹底をお願いします。

令和3年1月9日 岐阜市長 柴橋 正直

市民の皆様へ

- リスクを伴う飲食を自粛してください！
・家族やパートナー以外でのマスク無しで会話を伴う飲食(モーニング、ランチ、夜の会食)等
- 不要不急の外出を自粛してください！（昼夜問わず、特に夜8時以降）
- 寒い時期ですが、常時換気を徹底し、3密を回避してください！
- 体調不良の時に無理をするのをやめてください！
外出しないことで多くの感染を防ぐことができます。
- 手洗い、手指消毒を徹底してください。
特に、共用物に触れた時や、外から帰った時には、忘れずにお願いします。
- 人との距離を1m以上確保してください。
- 新型コロナウイルスは、誰もが感染する可能性があります。
感染した方を「思いやり」、「守り」、新型コロナウイルスに関わる全ての方、事業者等への差別や非難は、絶対にやめましょう。

事業者の皆様へ

- これまで以上のテレワークの推進をお願いします。
- 職場での新年会などの会食（昼も夜も）は、自粛してください。
- 感染防止対策の再徹底、業種別ガイドライン、県行動指針の遵守
特に、休憩時間や更衣室、喫煙所での行動に注意してください。

<別添11>

高齢者福祉施設等において、感染防止対策を徹底しよう！

～ オール岐阜市で取り組もう！ ～

高齢者福祉施設等の従事者の皆様へ

- Gr 入浴介助サービスの際は、
「マスクの着用」を徹底してください。
また、必要に応じて、「入浴介助サービスの回数減」や
「清拭（せいしき）への切り替え」などの検討をお願いします。
- Gr 利用者の耳元で大きな声で話す必要がある場合は、
「マスク＋フェイスシールド」の着用をお願いします。
- Gr 施設内の換気扇は24時間稼働して、
「常時換気」の徹底をお願いします。
- Gr 日常生活でも「マスクの着用」、「手洗い、手指消毒」、
「3密の回避」の徹底をお願いします。
- Gr 本市の「衛生用品等の購入費に係る補助金」を
積極的に活用して、一層の感染防止対策をお願いします。

市民の皆様へ

- Gr 高齢者は重症化リスクが高いため、
「感染防止対策」の徹底をお願いします。
- Gr 密接・密着が避けられない介護サービスを利用する際は、
「マスクの着用」をお願いします。
- Gr 入浴介助サービスにおけるリスク軽減に、
ご理解、ご協力をお願いします。

令和3年1月22日 岐阜市長 柴橋 正直

コロナ社会を生き抜く行動指針

令和2年	5月15日	策定
(令和2年	6月2日	変更)
(令和2年	7月10日	変更)
(令和2年	8月1日	変更)
(令和2年	9月1日	変更)
(令和2年	9月19日	変更)
(令和2年1	1月25日	変更)
(令和3年	1月9日	変更)
(令和3年	1月14日	変更)
(令和3年	3月1日	変更)

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

はじめに

- 岐阜県は、新型コロナウイルス感染症対策に当たり、発生した複数のクラスター（集団感染）の終息など、これまで様々な経験を積み重ねてきた。
- 岐阜県は、5月14日より特定警戒県及び緊急事態宣言指定区域の対象から除外されたが、新型コロナウイルスの感染防止対策の徹底は、皆さんにとって、ご自身及びご家族を守り、皆さんの事業、お客様や従業員を守る、極めて大切なことである。
- 今後、第2波、第3波も予想されるコロナとの闘いは、長期戦に亘る可能性が高い。したがって、これからは「コロナとともにある（with corona）新しい日常（new normal）」、すなわち「コロナ社会」を生き抜いていかなければならない。
本指針は、そのための方向づけとなるものである。

令和2年5月15日

【 参考：緊急事態措置に関する経緯 】

令和2年4月16日

「緊急事態措置を実施すべき区域（特定警戒県）」に指定

令和2年5月14日

上記区域からの除外

令和3年1月14日

「緊急事態措置を実施すべき区域」に指定

令和3年3月1日

上記区域からの除外

目次

1 県民の皆さん	3
2 事業所・店舗	
（1）すべての事業所・店舗において対応すべき事項（共通事項）	4
（2）共通事項に加え、事業所・店舗に応じ特に対応すべき事項（個別事項）	
① 飲食店（接待を伴う飲食以外）	7
② 小売業（スーパーマーケット、各種物販店）	8
③ 観光業（宿泊施設、観光施設）	9
④ 遊技施設等（カラオケ店、ライブハウス、 パチンコ店、ゲームセンター等）	10
⑤ 接待を伴う飲食店（「夜の街」）	12
⑥ スポーツジム、マッサージ、理美容業、合唱サークル、 カラオケ教室等、マージャン店	13
3 県の催事施設	
共通する事項	15
（1）屋内の催事施設	16
（2）屋外の催事施設	17
（3）歌唱・演奏・演劇等のステージイベント	17

1 県民の皆さん

- あらゆる機会に、新型コロナウイルスが潜んでいることを意識し、一人ひとりが基本的な感染対策の習慣を身に付け、緩みなく日々を過ごしましょう。

○「人との距離確保」「マスク着用」「手洗い」習慣を

- **人との距離の確保**
 - ・ 職場や外出先でのイスや行列等では、人との間隔を取りましょう。（できるだけ2 m。最低1 m）
 - ・ 在宅勤務や時差出勤を活用しましょう。
 - ・ できる限り予約を取って外出しましょう。
- **マスクの着用**
 - ・ 熱中症等の対策が必要な場合を除き、仕事や買い物などで外出するときは、必ずマスクを着用しましょう。（フェイスシールドやマウスシールドの単独使用は不可）
- **手洗いの励行**
 - ・ 帰宅したときや、不特定多数の触れる部分に触った後は、必ず手を洗いましょう。
- **自らの体調管理の徹底**
 - ・ 検温をはじめ、自らの体調確認を心がけ、体調不良の場合は、無理をして外出・出勤しないようにしましょう。

○高感染リスクから遠ざかりましょう

- 感染リスクが高まる3つの条件（密閉空間・密集場所・密接場面）が揃う場（注）には、近づかないようにしましょう。

（注）ナイトクラブ等接待を伴う飲食店、スポーツジムなど呼気が激しくなる室内運動の場など、感染の恐れが高い場所は特に注意しましょう。

2 事業所・店舗

- 本指針は、新型コロナウイルスの感染防止対策について、共通して実施していただくべき「共通事項」とともに、施設類型、業態ごとに特に留意する点を「個別事項」として示している。
- 今後、各事業者団体及び各事業者におかれては、この指針や各業界が定める業種別ガイドラインを参考として、具体的な「対策ガイドライン」や「運営マニュアル」を作成していただき、感染防止を徹底していただきたい。

(1) すべての事業所・店舗において対応すべき事項（共通事項）

① 実施体制

防止対策	具体的な方法・注意点
実効性のある対策実施	○ 各事業所や店舗において、感染症防止対策の実施に責任を持つ「対策実施責任者」を選任。 ○ 日々確認のための「チェックシート」を用意。 ○ 発症時における迅速な利用者の追跡のため、あらかじめ連絡先を把握。

② 密集対策

防止対策	具体的な方法・注意点
密状態の回避	○ 利用者同士の間隔確保（できるだけ2m。最低1m） ・ テーブル、イス等の削減等により確保。 ○ 行列の間隔確保（できるだけ2m。最低1m） ・ 会計時等における行列の間隔を確保する床サイン等を実施。
入場者の制限	○ 入場制限 ・ 予約制の導入等による入場人数の制限・コントロールや、営業時間の短縮等。

入場者の制限	○ 入場時の健康確認 ・ 発熱がある方その他風邪症状がある方は入場を控えていただく（ポスター等により徹底）。
従業員の対策	○ 勤務体系・勤務場所の分散 ・ 在宅勤務、時差出勤等の徹底。 ・ 時間と場所を分散した休憩、食事等の徹底。 ・ 基礎疾患を有する従業員の配置に関する配慮（接客業務からの配置換え等）。

③ 密閉対策

防止対策	具体的な方法・注意点
密閉対策	○ 頻繁な換気 ・ 複数の窓開けによる通気のよい換気、自動ドアの常時開放、換気扇の常時稼働、換気装置つきエアコンの使用、扇風機の外部へ向けての使用等。

④ 密接対策

防止対策	具体的な方法・注意点
飛沫対策	○ 従業員のマスク着用（必須） （フェイスシールドやマウスシールドの単独使用は不可） ○ 入場者のマスク着用（励行徹底） （フェイスシールドやマウスシールドの単独使用は不可） ○ 対面場面の遮断措置 ・ 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテン等、パーティションで遮断。 ・ 会計時のキャッシュレス決済の積極的導入。

⑤ 衛生対策

防止対策	具体的な方法・注意点
手指の衛生	○ 入口等での手指消毒等 ・ 入口及び施設内に、手指消毒設備を設置。 ・ 従業員及び入場者の手指消毒の徹底。 ・ ペーパータオルの設置（トイレ等での共用のタオル、ハンドドライヤーの使用禁止）。
施設・物品の清掃・消毒	○ 徹底した清掃・消毒 ・ 十分な清掃、特にトイレや不特定多数が頻繁に使用する場所の清掃・消毒を徹底（消毒用アルコール製剤、次亜塩素酸ナトリウムも有効）。 ・ テーブル、イス、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、つり革、エレベーターのボタン、不特定多数が触れる部分は、消毒の重点対象。 〔 消毒が困難な部分（キーボードなど）については、使用者の手指消毒を徹底。 〕
廃棄物対策	○ 密閉して廃棄 ・ 鼻水、唾液等がついたごみは、ビニール袋に入れ、速やかに密閉して持ち帰り（ゴミ箱が用意できる場合は、しっかりと密閉して廃棄）。 ・ ごみの回収者は、必ずマスクや手袋を着用。 ・ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手洗い。 ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すことを徹底。
従業員の対策	○ 毎日、従業員の健康チェック（必要に応じ検温） ・ 体調不良（家族も含む）の場合は必ず休養。 ・ ユニフォームや衣服は毎日洗濯ないし交換。 ・ 日頃の行動制限（3密などのリスクがある場所への移動を控える等）を徹底。
入場者の周知	○ 入場者への周知徹底 ・ 体調不良時の入場自粛。途中で体調が悪くなった場合は直ちに従業員に申し出。

(2) 共通事項に加え、事業所・店舗に応じ特に対応すべき事項（個別事項）

① 飲食店（接待を伴う飲食以外）

○ 従業員と利用者の接触機会が多い、食事をする際にマスクを外す（飛沫感染のリスクが高まる）、会話が長い等の飲食業の特性から、以下の感染防止対策を実施。

- ・ テーブル間にパーティションを設置。テーブルでの会計実施。
- ・ 入場待ちの行列ができる店は、予約制、整理券等を導入し、入場をコントロール。家族利用に限定することも考えられる。
- ・ 列の間隔を確保する床サイン等を実施。
- ・ 酒類の提供時間の短縮やテレビ上映の停止等により、滞在時間を短縮。
- ・ 個室など密閉した部屋は、換気を徹底。
- ・ 入店時の手指消毒の徹底。
- ・ 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

（例）

- ・ チケット自動販売機のスイッチ
- ・ テーブル、イス、メニューブック、呼出ベル
- ・ 水差し、爪楊枝入れ、調味料入れ等
- ・ 食器、コップ、箸、スプーン

（※ 使い捨て物品採用も検討）

- ・ 新聞・雑誌の撤去、使い捨て物品の利用等、共用物品を最小化。
- ・ 可能な限り大皿での取分け方式を控える。同様に、多数の人が共通の調理器具を使うビュッフェ方式（サラダバーを含む）も控える。
- ・ 歌唱を伴うパフォーマンス等、店内イベントを控える。
- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

（例）

- ・ 食事を終えたらマスクを着用しましょう
- ・ 空いている時間帯に食事をしましょう
- ・ 長時間の滞在は控えましょう
- ・ レジに並ぶ際は距離を保ちましょう
- ・ 大声での会話は控えましょう
- ・ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

② 小売業（スーパーマーケット、各種物販店）

○ 消費者が密集しやすくなる一方で、生活必需品を扱うケースが多く、事業継続が必要となる小売業の特性から、店舗の規模に応じながら、以下の感染防止対策を実施。

- 休憩スペースやフードコートがある場合、テーブル、イスの削減等により、間隔を確保（四方を空けた席配置等）。
- 高齢者、障がい者、妊婦の方等の優先スペース（テーブル、イス）を確保。また、混雑する場合、特定の時間帯を高齢者、障がい者、妊婦の方等に優先入店させる時間帯を設定。
- タイムセール等の際、密集が発生しないよう工夫。
- 入店時の手指消毒の徹底。
- 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

（例）

- ショッピングカートの手すり
- 買い物かご
- セルフレジのタッチパネル
- レジテーブル
- 商品サンプル、展示商品

※ アパレル販売については、試着室を特に消毒対象とするとともに、飛沫がついた場合は申し出ていただく。

- 試食コーナー、包装無し販売形式、従業員によるマイバッグへの詰め替えを取りやめること。
- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

（例）

- 必ずマスクを着用しましょう
- 買い物は少人数でしましょう
- 空いている時間に買い物をしましょう
- 短時間で買い物をしましょう
- レジで並ぶ場合は距離を保ちましょう
- 買いだめや買い急ぎは控えましょう
- 買い物の回数を減らしましょう
- 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

③ 観光業（宿泊施設、観光施設）

○ 不特定多数の方々が各地から集まり、また、宿泊以外にも食事や懇親の場としての共有スペースが多い特性がある宿泊施設については、以下の感染防止対策を実施。

- 宿泊予約人数の制限（当面、利用者の地域制限を行う等の段階的移行も考えられる）。
- 客室定員の制限（通常より少人数とする）。
- 浴場、ロビー等の共用スペースは、可能な限り宿泊者別の時間設定を行うなど、利用者をコントロール。
- ナイトクラブやカラオケ、卓球等、これまでクラスター発生の経験がある施設やこれと同種の施設は、「3密」の状態を生じさせないように格段の留意を払うとともに、開業する場合は、本指針の「1（2）④ 遊技施設等、⑤ 接待を伴う飲食店」部分の感染防止対策をさらに実施。
- マージャン牌等の貸出中止。浴場（サウナ含む）の消毒等管理徹底。
- 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

（例）

- テーブル、イス、メニューブック、呼出ベル
- 水差し、爪楊枝入れ、調味料入れ等
- 食器、コップ、箸、スプーン
- （※ 使い捨て物品採用も検討）
- 共同浴場のドアノブ、ロッカー、ドライヤー
- ロビーのテーブル、カウンター
- 遊技設備（ゲーム等）のボタン、スイッチ
- 貸し出し器具
- 共同トイレのドアノブ、流水レバー
- 送迎バス等

- 発熱がある方その他風邪症状がある方をチェックイン時に確認。
- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

（例）

- 宿泊室以外では必ずマスクを着用しましょう
- 丁寧かつ頻繁な手指消毒を徹底しましょう
- トイレをご利用後は蓋を閉めて流しましょう

- 観光施設については、「3 県の催事施設」に記載の入場制限や対策を実施。

④ 遊技施設等

＜カラオケ店、ライブハウス＞

○ 密集した状況で歌唱を行う特性のあるカラオケ店、ライブハウスについては、飛沫感染のリスクをできるだけ低減することが重要であり、以下の感染防止対策を実施。

- ・ 入室人数を制限し、利用者間の距離を確保。カラオケ店の場合は、小部屋のイスの削減、家族限定の利用等を実施。
- ・ 受付カウンターの受付及び会計の列の間隔を確保するための床サイン等の実施。
- ・ 滞在時間短縮のため、酒類の提供時間を短縮。
- ・ カラオケ店の個室は30分に1回以上、数分間程度、扇風機活用により扉から換気。館内の換気にも特に留意。
- ・ 歌唱にあたってのマスク着用又はパーティションの設置。スタンドマイクの活用。
- ・ 歌唱者以外の者の声援や応援、入り待ちや出待ちを控える。
- ・ 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

（例）

- ・ カラオケ機のリモコン、マイク
- ・ 食器、コップ、箸、スプーン、調味料等
（※ 使い捨て物品採用も検討）
- ・ テーブル、イス、メニューブック、電話、水差し等
- ・ 個室に除菌シート等を配置し、リモコンやマイクの消毒を利用者に励行

- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

（例）

- ・ 歌唱中もマスクを着用しましょう
- ・ 空いている時間帯に利用しましょう
- ・ 長時間の滞在は控えましょう
- ・ レジや入店待ちの際は距離を保ちましょう
- ・ 大声での会話は控えましょう
- ・ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

＜パチンコ店、ゲームセンター等＞

○ 基本的には一人又は少人数で行う遊技であるものの、密閉された空間の中で密集が生まれやすい施設の特性から、以下の感染防止対策を実施。

- 利用できるパチンコ台を一つ置きにする、ゲーム機数を削減する、距離を開ける等、複数人が密接する状況を削減する。
- 自動ドアの常時開放等換気の徹底。
- 飲食の禁止。
- 大声で会話するリスクを避けるため、大音量でのBGMを控える。
- 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

(例)	▪ パチンコ台のハンドル等 ▪ スロット台のボタン、レバー等 ▪ 玉、玉貸機スイッチ ▪ メダル、メダル貸出機スイッチ ▪ ゲーム機操作レバー、ボタン等
-----	--

- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例)	▪ 遊技中もマスクを着用しましょう ▪ 空いている時間帯に利用しましょう ▪ 長時間の滞在は控えましょう ▪ レジや入店待ちの際は距離を保ちましょう ▪ 大声での会話は控えましょう ▪ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください
-----	--

⑤ 接待を伴う飲食店（「夜の街」）

- 接待を伴う飲食店では、全国的にクラスターが多く発生しており、徹底的な感染防止対策が求められる。
- そのため、「共通事項」に定められた感染防止対策をしっかりと実行することに加え、ソーシャル・ディスタンス（人と人との距離）の徹底をはじめとする対策を実施する。
 - 対面接待を避けるための席の配置の見直しや入場制限等、従業員と利用者の間のソーシャル・ディスタンスを徹底。
 - 従業員及び利用者のマスク着用の徹底。
 - 従業員、特に副業を有したり、派遣されている従業員については、健康チェックを徹底。
 - カラオケの利用自粛、又はマスクを着用あるいはパーティションの設置の上で歌唱。
 - 歌唱、ダンスを伴うパフォーマンス等、店内イベントの自粛。
 - 大声での会話抑制のため、BGMの音量を控える。
 - 更衣室、休憩室、シャワー室の清掃、除菌の徹底。
 - つまみ等の食事は取り分けて提供する等、多数の人が共用する大皿等の食事提供方法は控える。
 - 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

（例）

- テーブル、イス、メニューブック、呼出ベル
- アイスペール、マドラー
- 水差し、爪楊枝入れ、調味料入れ等
- 食器、コップ、箸、スプーン

（※ 使い捨て物品採用も検討）

- カラオケ機のリモコン、マイク

- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

（例）

- 必ずマスクを着用しましょう
- 長時間の滞在は控えましょう
- 大声での会話は控えましょう
- できるだけマスクを着用しましょう
- トイレをご利用後は蓋を閉めて流しましょう
- 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

- 仮にクラスターが発生してしまった場合に検査等の対策を迅速に実施できるようにするため、利用者の連絡先を把握。

⑥ スポーツジム、マッサージ、理美容業、 合唱サークル、カラオケ教室等、マージャン店

＜スポーツジム＞

○ スポーツジムは県内でクラスターが発生した施設であるが、マシン等の利用後の懇談がクラスター発生の原因と指摘があった。そのため、マシンの消毒等に加え、利用方法についても特に注意が必要である。

- ・ マシンや座席数の削減等により距離を確保。
- ・ 利用者同士の間隔が取れない場合等集団レッスンの中止も検討。
- ・ 更衣室、休憩室等の利用制限による懇談（茶話会）の制限。
- ・ 受付、会計等の列の間隔を確保する床サイン等の実施。
- ・ 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

（例） ・ トレーニングマシン、トレッドミル
・ ジムエリア及びスタジオのフロア、マット、ダンベル等

- ・ 更衣室、休憩室、シャワー室の清掃、除菌の徹底。
- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

（例） ・ 必ずマスクを着用しましょう
・ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください
・ 長時間の滞在は控えましょう
・ 人と人との間隔を適切に保ちましょう
・ 大声での会話は控えましょう
・ 空いている時間帯に利用しましょう

＜マッサージ等＞

○ マッサージ等リラクゼーションは、施術者と利用者の身体的な距離が近く、機器等の消毒の徹底と飛沫感染防止に特に留意。

- ・ 施術者、利用者双方のマスク着用等、飛沫感染リスクの低減。
- ・ 施術が終了したあとのベッド等の消毒の実施、特に顔面が触れる部分の消毒の徹底、使い捨て物品の再利用の禁止の徹底、タオル等の施術ごとの交換、洗濯の徹底。
- ・ 待合室での利用者間の距離の確保。

＜理美容業＞

- 理美容業は、利用者と顧客の身体的距離が近く、器具（はさみ等）の消毒の徹底と飛沫感染防止に特に留意。
 - 従業員、利用者双方のマスク着用等、飛沫感染リスクの低減。
 - 待合室での利用者間の距離の確保。

＜合唱サークル、カラオケ教室等＞

- 合唱は、県内クラスターの原因となった行為であり、合唱サークルやカラオケ教室等については、歌唱の際、特に留意が必要である。
 - 大声または大人数での歌唱、声援行為は、屋外または、少人数毎に分けて行うこと。
 - 歌唱者同士、又は歌唱者とそれ以外の者との間隔を確保。（できるだけ2 m。最低1 m。）
 - 円陣になりお互いに対面した歌唱、声援行為の禁止。
 - 歌唱する者以外はマスク着用。
 - 歌唱が終わるたびに頻繁に換気。
 - レッスンとレッスンの間隔は、換気・清掃等を十分に行えるだけの時間を設けること。

＜マージャン店＞

- マージャン店は密状態になりやすく、複数の者がマージャン卓やマージャン牌などを触れる機会が多いため、特に留意が必要。
 - マージャン卓は、アクリル板や透明ビニールカーテン等を設置し遮へいするなど工夫するとともに、マージャン卓の間隔を離して利用客の密集を防ぐこと。
 - サイドテーブルに消毒液を設置。（可能であればマージャン卓1台当たり2個）
 - マージャン牌、点棒等は定期的に消毒を実施。
 - 飲食に際しては、少人数で待ち席を利用するよう勧め、対局中にアクリル板等の遮へい物がないマージャン卓で飲食する場合は、会話を慎むよう指導。

3 県の催事施設

市町村、民間の催事施設においても、以下を参考としていただきたい。
なお、各業界が定める業種別ガイドラインに則した感染防止策にも留意すること。

また、全国的な人の移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合は、当該イベント主催者とともに県に事前相談すること。

※ 共通する事項

- ・ 入場者数を制限し、滞在時間を短時間として管理運営。
- ・ 来場者の連絡先の登録、確認（来場者の感染を確認した場合、他の来場者に速やかにメール連絡する「岐阜県感染警戒 QR システム」を活用）。また、接触確認アプリの利用を周知。
- ・ 来場者の健康チェック（検温、マスク着用の確認）。
- ・ 発熱等の症状がある来場者の参加自粛要請（その場合の払い戻し措置等の規定）。
- ・ 可動席を使用する場合は、席と席の間隔を空けて設置し、固定席を使用する場合は、前後左右の隣接する席を空けて使用。
- ・ 入場券販売所、案内所、入場ゲート、物販コーナーの会計場所等において、列の間隔を確保するための床サイン等を実施。
- ・ 大声での発声、歌唱、声援又は近接した距離での会話が想定されるイベントについては、「(3) 歌唱・演奏・演劇等のステージイベント」による。
- ・ 多数の人が触れる場所は、消毒を重点実施。
- ・ 人と人の距離を安定して確保できない場合は、基本的に開催を控える。コンサートの立ち見等は控える。
- ・ 無人施設においては、3密回避、手洗い・うがいの励行を看板掲示や職員巡回等により呼びかけ。
- ・ 主催者や来場者に対し、適切な感染防止対策を踏まえた施設利用をするよう徹底（施設借上げ時の説明、チェックリストの提出等）。
- ・ イベントを開催する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め3密回避を徹底。
- ・ イベントの開催前後の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動を促す。

- イベントの規模要件（人数・収容率等）は以下のとおりとする（1イベントあたり。時間をずらす等の工夫は可能）。詳細は、令和3年2月26日付け事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」を準拠する。

内 容
・ 屋内、屋外ともに5,000人以下。 ・ 上記人数要件に加え、 屋内にあっては収容定員の50%以内の参加人数。 屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2メートル）。 ・ 併せて開催時間を21時までに短縮。 ・ 感染リスクが高まる3つの条件（密閉空間・密集場所・密接場面）は徹底的に警戒。密になりがちな集会も回避。

(1) 屋内の催事施設

- 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

（例）

- ・ 受付カウンター、待合イス、自動販売機のスイッチ
- ・ 共用物（遊具、健康器具、アミューズメント系機器のボタン類、マイク等）

- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

（例）

- ・ 必ずマスクを着用しましょう
- ・ 空いている時間帯に利用しましょう
- ・ 長時間の滞在は控えましょう
- ・ 受付に並ぶ際は距離を保ちましょう
- ・ 大声での会話は控えましょう
- ・ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

- 以下のようなイベントの開催は控える。

（例）

- ・ グループ討論、ワークショップ方式の講座等
- ・ 大声の発声を伴ったり、マスクの着用など感染防止対策の徹底ができないスポーツやレクリエーション

- 可能な場合、入口と出口とを分離、また、見学ルートを設定。

(2) 屋外の催事施設

- 遊具、アトラクションに関する感染防止対策（遊具等使用後の手洗いの励行周知、場合によっては使用制限等）を実施。
- 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

（例）

- ・ 自動販売機のスイッチ
- ・ 屋外トイレのドアノブ、流水レバー、遊具等

- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

（例）

- ・ 必ずマスクを着用しましょう
- ・ 空いている時間帯に利用しましょう
- ・ 長時間の滞在は控えましょう
- ・ 受付に並ぶ際は距離を保ちましょう
- ・ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

- 屋内に比べて不特定多数が集まることが想定されるため、会場整理を行う職員を十分に配置。
- 以下のようなイベントの開催は控える。

（例）

- ・ 大声の発声を伴ったり、マスクの着用など感染防止対策の徹底ができないスポーツやレクリエーション

(3) 歌唱・演奏・演劇等のステージイベント

- 歌唱や演奏、演劇等のステージイベントは、密閉空間で大声をあげたり、多くの観客が集まって密集する恐れがあるため、徹底した感染防止対策が求められる。
- 密閉空間で大声を発するもの等は、業界が策定したガイドラインによる厳格な対応を実施。

<主催者・会場管理者>

- 飛沫防止のため、ステージと観客席との間に十分な距離を確保。
- 観客の入退場時の密集回避。
- 出演者と観客が接触するような演出や企画はなるべく避けること。
（例：握手会など）

<ステージ出演者（歌唱者、演奏者など）>

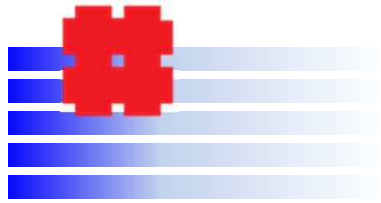
- 出演者同士の間隔を確保。（できるだけ2 m。最低1 m。）
- マイクは使い回しを禁止。また適宜消毒を実施。
- 特に管楽器は個人管理を徹底し、他人が触れないようにする。
- 観客が声をあげたり、接触するような演出の禁止。
- 楽屋などでの3密回避。

<観客>

- ステージ出演者への声援や歌唱の禁止。
- ステージ出演者の入り待ち、出待ちの禁止。

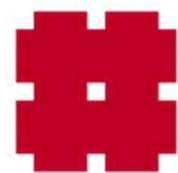
<ステージ出演者所属事務所>

- 所属タレント等、事務所関係者の、日頃の行動制限（3密などのリスクがある場所への移動を控える等）を徹底。
- 毎日、所属タレント等、事務所関係者の健康チェック（検温、体調確認）。
- 体調不良者を、ステージ本番、稽古、リハーサル、打合せ等へ参加させないよう徹底。
- 稽古、リハーサル、打合せ、移動、休憩等、あらゆる場面（出演時を除く）でのマスク着用、手指消毒、3密回避の徹底。
- 稽古場、リハーサル会場、打合せ場所、移動中車内、楽屋等の換気、清掃、消毒の徹底。
- 出演に際し、適切な感染防止対策が整っているイベントであるか事前に十分検討し、感染防止対策が不十分なイベントへは所属タレントを派遣しない。
- 事務所スタッフや出演者家族等、関係者の帯同や立会いは必要最低限の人数とする。
- ステージ衣装や小道具等は、使用の都度、洗濯ないしは交換。
- 共同生活の場合における、手指消毒や3密回避等、基本的な感染防止対策の徹底。



資料3

岐阜市 新型コロナウイルスワクチン 接種体制



岐阜市

2021年3月2日

GIFU CITY

コンセプト・方針・接種体制

コンセプト

いつでも、近くで、安心のワクチン接種

方針

市民が安心し、ワクチンを無駄なく効率的に接種できるよう
公共施設や病院での**集団接種**と地域のかかりつけ医での**個別接種**を
組み合わせた**ハイブリッド方式**で接種を進める

接種体制

集団接種（公共施設…南・北市民健康センター、小中学校体育館等）

主に土・日曜日に実施

集団接種（病院）

10か所程度で実施（実施日・時間等は病院によって異なる）

個別接種（診療所・病院）

主に診療日に約250か所で実施

接種シミュレーション

前提条件

接種対象者	人数	想定接種人数 (接種率:70%)	想定接種回数
医療従事者等	約2.5万人	約1.75万人	約3.5万回
65歳以上高齢者	約12.3万人	約8.61万人	約17.22万回
基礎疾患を有する方	約1.8万人	約1.26万人	約2.52万回
高齢者施設等の従事者	約0.6万人	約0.42万人	約0.84万回
60歳～64歳の方	約2.4万人	約1.68万人	約3.36万回
上記以外の方	約21.2万人	約14.84万人	約29.68万回
合計	約40.8万人	約28.56万人	約57.12万回

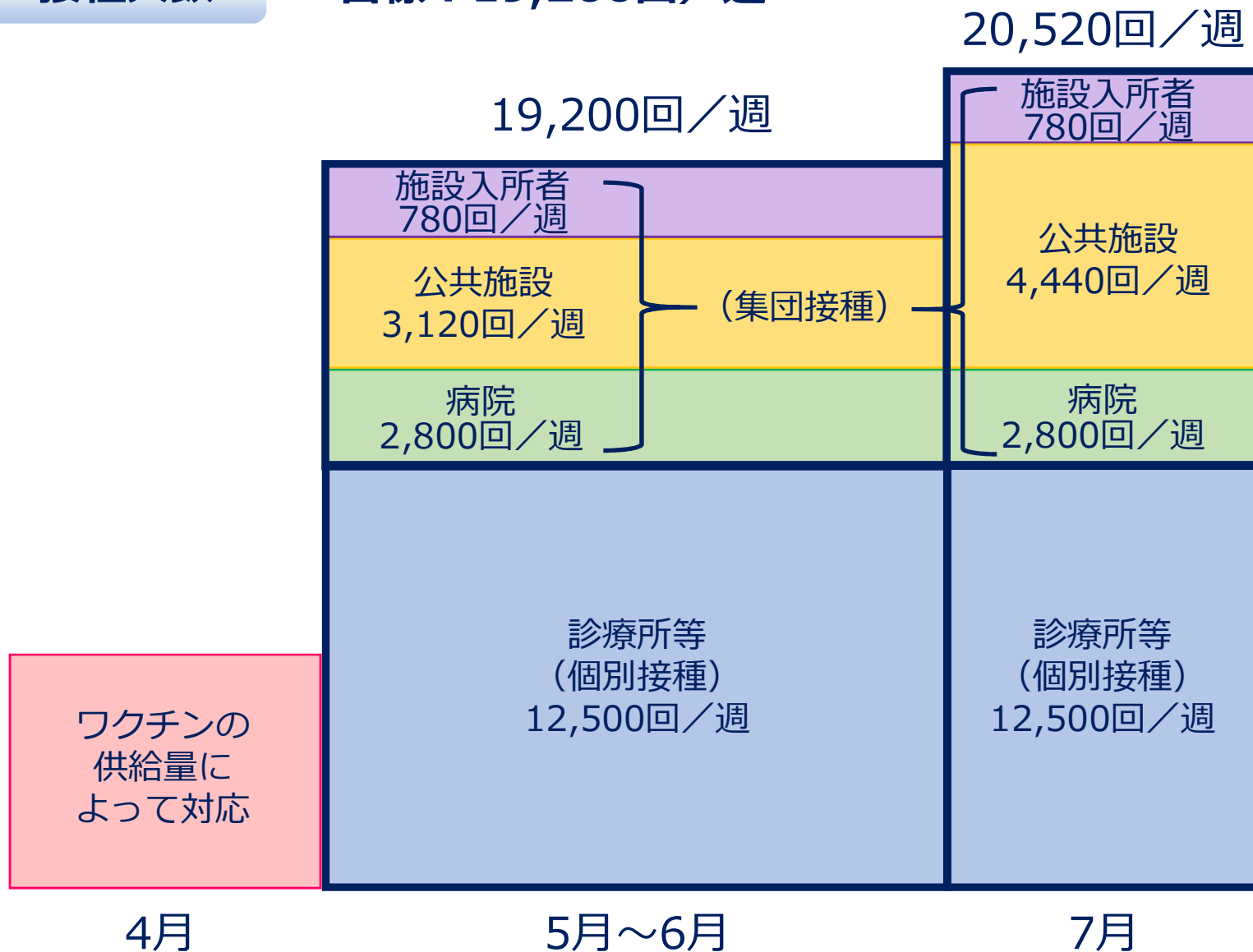
※高齢者接種完了時期 1回目接種 9週間、2回目接種 12週間

※週当たり接種回数 約1.92万回（高齢者の場合）

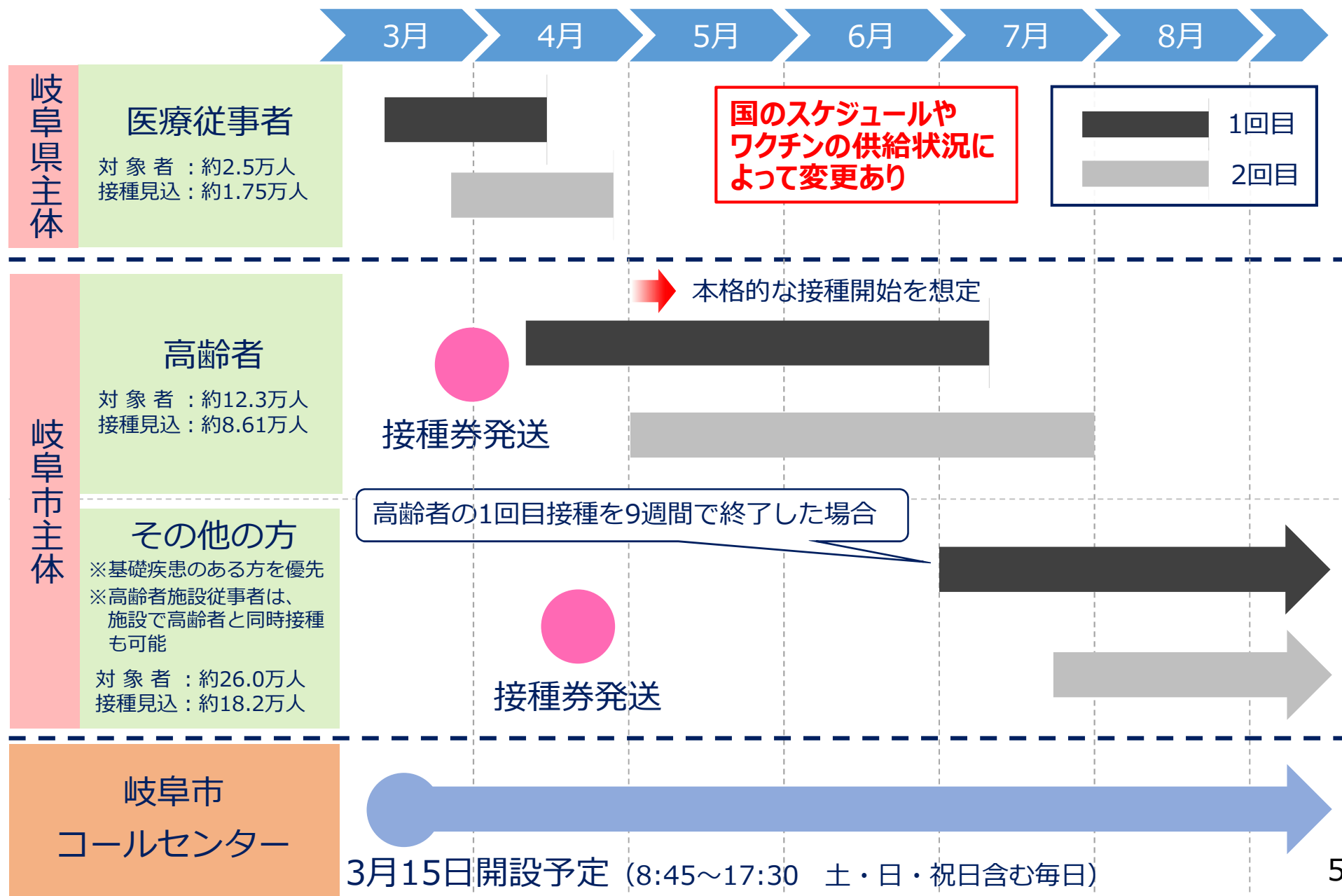
接種シミュレーション（高齢者）

接種人数

目標：19,200回／週



接種スケジュール（現時点での想定）



予約・相談・広報

予約 ※5月接種分以降

- 集団接種 公共施設：岐阜市で受付（WEB（LINE含む）、コールセンター）
病 院：各病院で受付（電話、WEB）
- 個別接種 各診療所・病院で受付（電話、WEB）

相談

- コールセンター（8回線）を開設（8:45～17:30 土・日・祝日含む毎日）
※3/15開設予定
- 岐阜市AIチャット総合サービスに対応予定

広報

- 「広報ぎふ」や「岐阜市公式ホームページ」に接種開始時期や接種可能施設の一覧を掲載
- その他、SNS（LINEやFacebook等）、フリーペーパー等も活用し、幅広く周知を図る

岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部会議席表

2021年3月2日

